

## 令和2年度 半田市補助金等判定会議要旨

令和2年10月7日(水)、8日(木)、9日(金)、半田市役所庁議室において、補助金等判定会議(市民委員審査)を開催したので、その要旨について下記のとおり記録する。

### 記

#### 出席者

委員(敬称略)

議長 堀寄 敬雄

市民委員 3名

庁内委員 山田 宰

山本 卓美

#### 担当課

(10月7日) 市民協働課(市民交流センター)、高齢介護課、博物館  
博物館(新美南吉記念館)、幼児保育課、地域福祉課

(10月8日) 地域福祉課、生涯学習課、幼児保育課、市民協働課  
防災交通課

(10月9日) 経済課、建築課、環境課

#### 事務局(総務課)

課長 江原 包光

副主幹 渡辺 富之

主査 園田 美穂

## 目 次

### ≪ 10月7日（水） ≫

1. 「市民活動助成金」(市民協働課 (市民交流センター)) … 1 頁
2. 「シルバー人材センター補助金」(高齢介護課) … 7 頁
3. 「半田市介護予防・生活支援サービス補助金」(高齢介護課) … 13 頁
4. 「半田市地域介護予防活動支援事業補助金」(高齢介護課) … 16 頁
5. 「半田市文化財保存事業費補助金 (文化財保存修理等補助事業)」(博物館)  
… 21 頁
6. 「新美南吉顕彰事業補助金」(博物館 (新美南吉記念館)) … 23 頁
7. 「民間保育所等整備費補助金」(幼児保育課) … 27 頁
8. 「社会福祉協議会補助金」(地域福祉課) … 29 頁

### ≪ 10月8日（木） ≫

1. 「地域ふれあい施設事業補助金」(地域福祉課) … 37 頁
2. 「半田市文化協会事業費補助金」(生涯学習課) … 44 頁
3. 「青少年健全育成活動補助金」(生涯学習課) … 48 頁
4. 「保育対策総合支援事業費補助金 (保育補助者雇上強化事業)」  
(幼児保育課) … 51 頁
5. 「自治振興費交付金」(市民協働課) … 54 頁
6. 「男女共同参画社会推進事業補助金」(市民協働課) … 61 頁
7. 「安心・安全なまちづくり助成金」(防災交通課) … 65 頁
8. 「半田交通安全協会補助金」(防災交通課) … 70 頁

### ≪ 10月9日（金） ≫

1. 「半田市商店街活性化事業費補助金」(経済課) … 73 頁
2. 「中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金」(経済課) … 77 頁
3. 「知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金」(経済課) … 79 頁
4. 「商業施設助成事業費補助金」(経済課) … 81 頁
5. 「中心市街地まちづくり支援事業補助金」(経済課) … 83 頁
6. 「老朽化建築物取壊費補助金・ブロック塀等撤去費補助金」(建築課)  
… 86 頁
7. 「住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金」(環境課) … 89 頁

開 会（市民委員審査：令和2年10月7日（水） 午前9時）

## 市民協働課 補助金－1 市民活動助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、平成22年度から市内で活動するNPOや自治区などの団体が行う公益的な事業を費用面で支援し、団体の自発的、自立的活動の促進を図る目的で交付しているものであります。

本助成金の重要なポイントでもある“活動の継続性”につきましては、本年3月に交付団体を対象としたアンケート調査を実施しており、その結果、「事業を継続または発展しての継続」が62.1%、「事業を縮小しての継続」が17.2%で、合わせて約79%の事業が継続して実施していることから、団体の自立した活動の促進を図ることができているなど、効果が確認できており、今後も自発的な新たな活動の展開が期待できることから、継続的な交付が必要と考えております。

また、令和3年度協議額の算定根拠は補助金等執行協議書のとおりであります。昨年度の承認条件を踏まえ、助成申請実績を基に算定した額として4,500千円と、令和3年度からスタートする第7次総合計画の各施策に掲げる「チャレンジ項目」について、行政と市民活動団体が“協働”で実施する取り組みを支援する「チャレンジ部門」の創設に要する額1,500千円をあわせて6,000千円としており、令和2年度の予算から200万円を減額しております。

なお、昨年度、この助成金を承認いただく条件として4点ご意見をいただいております。

1点目の「地域担当職員による自治区との連携強化など積極的な推進」につきましては、地域担当職員が積極的に自治区に寄り添いながら事業提案し、本年度の交付対象につなげた事業もあり、引き続き、積極的な推進に努めます。

2点目の「令和3年度以降の予算金額は、前年度の実績に基づいた金額設定を」とにつきましては、先ほど説明させていただいたとおり、新たな部門創設を除き、実績に基づいたものとしております。

3点目の「ボランティア謝金の統一的な基準等の設定」につきましては、本市の予算編成上の統一した標準単価に準じて、令和3年度交付申請分から基準を設定してまいります。

4点目の「交付団体へ他課が別に定める補助金交付がある場合の収支資料等の確認」については、関連する課と連携を図り、目的に適した交付となっていることを確実に確認し交付決定しております。

続きまして、委員からいただきました事前質問を配布資料に基づき説明いたします。補助金等質問一覧をお願いいたします。

質問1、「新たに設定されたチャレンジ部門の定義（規定）が不明確」に対す

る回答ですが、令和3年度から始まる第7次総合計画の基本施策の中で、現状では実現困難と考えられる先進的な取り組みを「チャレンジ項目」として掲げていきます。その取り組みを後押しするため、市民活動助成金にチャレンジ部門を創設し、行政だけでは対応できない地域課題を、“市民と行政”による協働で解決できるよう支援するものです。なお、チャレンジ部門の助成率につきましては、行政との協働事業をさらに推進するため、既存のコラボレーション部門と同様に助成率を高く設定し、4分の3としております。

続きまして質問2①「今回、チャレンジ部門が新設されておりますが、交付要綱への記載はありますでしょうか」に対する回答ですが、交付要綱については、質問1で回答しました内容を踏まえ、本年度中に改正する予定です。

質問2②「市民団体の自発的かつ自立的な活動促進のための助成金と理解しておりますが、助成後の状況はいかがでしょうか。」に対する回答ですが、“自立的な活動の継続性”については、「乙北ため池クリーンの会」が“池のかいどり”を平成27～29年度に実施し、外来種の駆除やごみの撤去により水質改善を図っていること、「特定非営利活動法人半六コラボ」が“公募型絵画展”を平成28年度～30年度に実施し、冬季の半田運河の賑わい創出を図っていることなど、3年間の助成金交付期間終了後も継続して事業が実施されていることから、団体の自立した活動の促進を図ることができております。

質問3①「ステップアップ事業の中で3回継続できている事業の収支計算書の提示及び3回の事業を終えた団体のその後の活動状況を教えてください」ですが、ステップアップ事業の収支計算書は別添のとおりです。また、ステップアップ事業の助成金終了後の活動状況は、「大矢知区農園部」が“お米つくりと泥んこ大会”を実施し、休耕田を活用した世代を超えた米作りに取り組んでいること、「特定非営利活動法人半六コラボ」が“公募型絵画展”を実施し、半田運河の賑わい創出を図っていること、「一般社団法人 DoCan ふれあいネット」が“セカンドライブ講座”を実施し、市民活動のきっかけづくりに取り組んでいることなど、3年間の助成金交付期間終了後も継続して事業が実施されています。

質問3②「コロナ禍でイベント等の中止が令和2年度はどれくらいあるか現状を教えてください」ですが、令和2年度交付決定をした事業のうち、「動物と人間が共生するまちづくり（キャッツテイル）」、「はんだまちヒーローフェスティバル2020（ハンダーFOX製作委員会）」、「はんだ de マルシェ（半田市商店街連合会）」、「学校とともにある地域づくり（協和区）」の4つの事業が中止という状況です。

また、補足としまして、行政の最上位の計画で総合計画という計画があり、今年度は改定の年で策定に取り組んでいますが、その大テーマが「チャレンジ」であります。10年に一度更新する計画ですが、今までのテーマは「市民協働」でした。その総合計画の大テーマである市民協働を後押しするために平成22年か

ら作られた助成金が「市民活動助成金」となります。中身については変化をしている最中で今回も「チャレンジ部門」が新しい部門としてつくられようとしているという背景があります。担当課からの説明は、以上です。

【質 疑】

(委 員) チャレンジ部門の趣旨はよくわかりましたが、具体的なものはありますか。

(担当課) 今から第7次総合計画のチャレンジ項目を設定していくのでまだ具体的な案件はありません。この助成金の目的は、地域課題を市民活動団体が自発的に見つけて自分たちで活動していくことへの助成ですが、チャレンジ部門では、行政との協働を更に進めていきたいという視点から、従来の目的に加え、団体と事業担当課が第7次総合計画のチャレンジ項目実現という同じ目標に向かい協働で実施する事業への助成をしていきたいと考えております。

(委 員) 令和2年度は、コロナ関係で中止になったイベント等があるということですが、令和2年度実績を参考に予算を組んだ場合、令和3年度のイベント実施に支障がありませんか。

(担当課) 令和3年度の協議額 600 万円のうち、新設のチャレンジ部門 150 万円分を除いた 450 万円にはコロナで中止になった事業も算入した状態となっており支障はないと考えます。

(委 員) 先ほどの説明で 79%の方が活動を継続されているという話がありましたが、反面 21%の方は継続できなかった。これをどのように分析されているのか教えてください。

(担当課) 一番の問題は担い手の高齢化や新たな方の参入がないことによる担い手不足だと認識しています。助成金事業だけでなく、市民活動を支援していくうえで、いかに新たな人に仲間に入ってもらうかが課題であると考えています。

(委 員) 3回以上継続したところの収支計画書を見ると、やはり助成金がないと継続できない、活動の継続性は市がずっと助成していかないとできないのかなと思います。今回チャレンジ部門が新設されますが、今まで助成してもらったことがある団体で、もう一度再開する場合も対象となりますか。

(担当課) 行政としっかり連携したうえで地域活動解決に取り組む場合は、同じような事業でも対象となると思っています。もう一点、資金の話ですが、この助成金は、助成金をとまったら事業がとまるということがないよう、一部資金は自分たちの努力で確保するスキームになっている

ます。アンケート結果でもお金の問題は如実に出ており、資金調達の支援として、知多信用金庫、CAC、半田中央印刷が設立した、ちたクラウドファンディングと市が協定締結し、市内の活動団体等が資金調達できるよう、令和3年度助成金にあわせて準備を進めています。

(委員) 全国で多くの助成金があると思いますが、市から団体に、各種助成金の情報提供や提案をされてきたことはありますか。

(担当課) 市民活動の支援という部分で、各種助成金の情報は当該団体に随時情報提供しています。特にこの市民活動助成金では、令和元年度に自己資金があまりない団体に対して、先程のちたクラウドファンディングを利用して資金調達することを提案し、この助成金の申請につなげ、実施に導くことができました。

(委員) チャレンジ部門は何回まで受給できますか。

(担当課) 3回を限度にと考えております。

(委員) 継続された79%の母数は、平成22年度以降に助成をうけた全事業ですか。

(担当課) 調査対象は補助金の始まった平成22年度から令和元年度までの全事業ですが、アンケート調査なので、回答率としては60%くらいです。

(委員) 全体の60%のうちの79%ということはだいたい半分くらいということですか。

(担当課) 未回答の団体がすべて継続していないと仮定した場合は、数字上は半数ほどの継続が推測されます。

(委員) この補助金の助成にあたり、持続的自発的自立的に事業実施できるよう、申請時点に自分たちで事業継続できるようなスキームを築けているかどうかをふまえて審査していますか。

(担当課) 当然その視点をもったうえで先を見越した形になっているか、継続性という部分で審査しております。任意の団体活動のため、すべての事業の継続は難しいですが、半数以上の事業が続いていることは、助成金を交付してきた成果であるし、今後も引き続き続けていきたいと考えます。

(委員) 半田市市民活動助成金交付要綱第5条の助成金対象事業として、国等の補助金をうける事業は対象外となっています。しかし、収支予算書には寄付金収入がありますが、収入があるところに助成金を出さずか出さないかというのはどう決定していますか。

(担当課) 要綱にあるように、他の同種の助成金を受けるものは本助成金の助成対象事業として認めていません。例えば、半田市の別の助成制度や、

金融機関の助成制度等と二重取りになるような事業については対象から外しています。寄付金は自己資金の一部として助成対象としています。

(委員) チャレンジ部門は、第7次総合計画のチャレンジ項目にのってなければ該当になりませんか。

(担当課) 基本的にはチャレンジ項目に上がっているものを中心にと考えています。ただし、総合計画の各施策のなかで所管課と協働で進めていけるような事業についてはこの事業の対象とします。

(委員) チャレンジ部門とステップアップ部門との違いですが、ステップアップ部門は2分の1補助で上限100万円、事業規模が大きければ3年間トータルするとチャレンジ部門では150万円、ステップアップ部門では300万円と、ステップアップ部門で申請した方が得になりませんか。

(担当課) チャレンジ部門には、行政と団体で一から協働という事業を組み立てていきたいという思惑があり、そういった取り組みが行われるならチャレンジ部門として申請してもらいたいと判断しています。一方で市民活動助成金は自分たちの地域課題を自分たちで考えて解決していくための助成金で、行政が介入することはあまりないものと整理しています。

(委員) たとえば第7次総合計画のチャレンジ項目を見て、これだったら行政と一緒にやっ払いこうということで事業を考えて申請をしてきたらステップアップ部門はつかえないのですか。

(担当課) その場合、申請自体はチャレンジ部門でもステップアップ部門でも、団体の考えに即した申請をしていただくものと考えています。

(委員) 申請者側からすると、少しでも多くの助成金をもらうために、ステップアップ部門にながれませんか。

(担当課) 交付額で見ればステップアップの上限100万円の方が大きいですが、その分自己資金を100万円確保しなければいけないという課題をクリアする必要があります。チャレンジ部門は上限額50万円にしてありますが、4分の3補助のため、自己資金を4分の1確保すればいいという事業の進めやすさを狙っています。

(委員) コラボレーション部門で自治区が事業を組み立てると、4分の3補助がもらえて上限額も100万円大きいから、自治区はチャレンジ部門を申請してこないことになりませんか。

(担当課) そもそも考え方が、自治区単独で進めていく事業はステップアップです。自治区が小学校区の中で組織したコミュニティで活動してい

きたいとなればコラボレーションです。行政と課題を共有しながらやっていく事業がチャレンジ部門です。今回、チャレンジ部門を創設したのは、行政と市民活動団体が総合計画をもとにした地域課題を整理し共有することで、お互いの役割を担い合い事業化していくことを狙いとしたからです。

- (委員) 市民からすると、活動に際してどの部門で助成されるか分かりづらく、部門ごとで助成額等が異なるため、各部門の目的等を丁寧に説明しないと不信感を招く恐れがあります。また、今回なぜ要綱の改正案が添付されていないのですか。
- (事務局) 新規事業等の場合、補助金判定会議で承認を受けてからの要綱改正となりますので要綱改正案の添付は求めておりません。今後は改正の実態がわかるような添付に努めていきたいと思えます。
- (委員) 提出された収支計画書をみると、ボランティア謝金が一人 1,000 円のところ、2,000 円のところ、ボランティア謝金を執行していないところがあります。去年も議論しましたが、ボランティア謝金という名目で事業費の大半が使われるスキームについて、担当課の考え方を説明してください。
- (担当課) 昨年度の会議で額の問題を整理すべきとのご指摘をいただいたと認識しています。市民活動助成金に関しては 2,000 円を上限に交通費程度という基準でしたが、団体によって額がまちまちなので統一的なことをと求められたと思っています。令和3年度予算から市のボランティア謝金の標準単価が整理されましたので、市民活動助成金もこれに準じていきたいと考えています。ボランティア謝金が執行されていないところは、団体のメンバーが協力して事業実施していて、ボランティア謝金を執行しているところは団体メンバーでなく他県他市で活動している方々や地域の教員免許をもっている方々など、団体外部からボランティアで来ていただき謝金をお支払いしています。
- (委員) 謝金の統一的な単価の整理も必要ですが、活動の継続性の観点を疑問に思っていて、事業費の中にボランティア謝金の率がたくさん占めるとすると、その事業の継続性が担保されないので、補助金全体に占める謝金の率みたいなものを定義した方がいいと思えます。
- (担当課) ボランティア謝金など人にかかる事業費の割合について検証し、市民活動助成金審査会の意見を聴きながら、適切に審査していきたいと思えます。
- (委員) しっかりと監視をお願いします。



- (委員) 収支決算書のほかに団体全体の決算書等はありませんか。
- (担当課) 申請時に予算書をもらい、事業規模に対する自己資金の確認はしていますが、決算書に関してはいただいております。
- (委員) 人件費にはなかなか助成金はつかないので、市の助成が終わる3年後からは事業継続がとても難しくなると思いますので、担当課の方々もいろんなところから情報収集して、できるだけ継続できるよう知恵を出していただきたいなと思っています。
- (担当課) ヒトモノカネは活動するために必要不可欠なもので、そこは支援する私たちも課題として認識していますので、知恵を絞ってやっていきます。例えば、チャレンジ部門で、活動をつくりながら地域課題解決のためのスキームを作り、半田市でやるべきことであれば市の事業として継続していくということもあるのかなと今のところ考えています。そういう意味でもこのチャレンジ部門は第一歩だと思っています。

**【審査結果】承認：A2（承認条件）**

- ① 助成金交付にあたり、市民活動団体の活動の継続性についても審査できるよう精査すること
- ② 当助成金で新たに追加された部門など全体スキームを振り返り、補助金額や補助率のあり方など、他部門とのトータルバランスを検証し、必要に応じて見直しを図ること

**高齢介護課 補助金－1 シルバー人材センター補助金**

**【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）**

この補助金は、昭和56年度から、半田市シルバー人材センターへ交付しているもので、高齢者の健康の増進と生きがいを高めるため、働く場所を提供する業務に要する経費の補助をするものです。

定年延長など社会状況の変化により会員数の確保が難しい状況ですが、生産年齢人口が減少する中、高齢者の労働力はますます必要とされており、高齢者が就業機会を得ることによる生きがい作りや、健康増進、介護予防などにも効果が期待できることから、継続的な補助金交付が必要であると考えております。

令和3年度の協議額は1,317万4千円で、昨年度と同額としております。

半田市シルバー人材センターの令和元年度決算は、受注件数が減少したものの、大型事業（衣浦港務所の緑地管理事業）を落札できたことなどにより、黒字決算となったことから、補助金額を減額することも考えられましたが、新型コロナ

ナウイルス感染症の影響による受注減の可能性を考慮し、据え置きといたしました。

なお、シルバー人材センターとの協議では、歳出経費の見直しや事務費単価の改定、新規事業の取り組み等を行い、経営状況を明確にしたうえで適正な補助金を見極めたいとしております。

昨年度、この補助金を承認いただく条件とされた、「当センターの役割や今後の在り方について、時代背景に即したものとなるよう、抜本的な改革を含めた協議を行うこと」については、新たに令和2年度から5か年の「中期計画」を策定し、経営をしていく中で改善しなければならない問題や具体的な解決策を見える化し、目標値の設定を行いました。これにより、担当課としても中期計画の達成状況を確認することで、経営状況を把握しやすくなるものと考えています。

続きまして、委員からの事前質問について回答いたします。

1つ目のご質問「新型コロナ等感染症に対する対策」については、マスク着用や手指消毒等の基本的な感染対策を行いつつ、就業ごとの現場の安全性を確認したうえで、発注者及び会員の意向に沿って受注継続の判断をしています。事務局等の室内では、窓口へのパーテーション設置、消毒液の常設、換気の常時実施などにより感染対策を行っています。

2つ目のご質問「組織の充実と財政健全化（資料51ページ）」については、当センターの収益は受託事業の受取事務費が大部分となるため、安定した事業運営を行うために、事務局の体制を整え、会員数及び受託事業の拡大に取り組んでいきたいと考えています。また、財政健全化については、令和元年度決算は黒字となったものの、正味財産が減り続けることになれば、資金ショートを起こす可能性があることから、現在の期末残高額を維持したいと考えています。

もう一つのご質問「令和2年度国庫補助内示額の運営費（Bランク）、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の算出根拠」については、シルバー人材センター事業の運営費格付けは、平成28年度から平成30年度の平均会員数と平均就業延人日数から算出されます。平均会員数491人、平均就業延人日数4,395人日を、別添の別表2【運営費補助単価限度区分】にあてはめると、会員数399人以上、就業延人日数3,283人日以上の「Bランク」となります。

また、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業については、国の所要額調査時の会員数、就労延人員などにより算出されます。別表3-2による合計得点が16点となり、別表3-1により交付限度額は1,900万円となります。ただし、国からの補助金は市からの補助金が同等以上であることされているため、限度額までの申請には至っていません。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

- (委 員) 市からの補助金が 1,317 万円だから国庫補助額も同額の 1,317 万円としているが、国からの交付限度額は 1,900 万円ということは、市が 1,900 万円出せば国も 1,900 万円交付してくれるということですか。
- (担当課) 1,317 万円は補助金総額であり、そのうち高齢者活用・現役世代雇用サポート事業として現在市が 773 万 5 千円支払っている部分の国の交付限度額が 1,900 万円です。これと別に運営費 533 万 9 千円に運営費加算 10 万円をつけた額を協議額としています。
- (委 員) 経営状況の経年比較資料ですが、受託事業収益の令和 2 年度予算額が、昨年の資料では 2 億 2,173 万円だったのに、今回の資料では 2 億 4,000 万近い金額になっています。毎年なぜこんなに違うのか、予算は誰が作成していますか。
- (担当課) 予算作成については、シルバー人材センターの事務局が作成し、シルバー人材センターの総会で承認をうけています。
- (委 員) 配分金も毎年 1 億 7,000 万円くらいしかないにもかかわらず、予算は 1 億 9,000 万円を上げていて、少し恣意的なものがあるようにみえてしまいます。
- (委 員) 令和元年度も受託事業収益の予算額 2 億 3,600 万くらいに対し、決算額が 2 億 1,000 万くらいで、2 千万くらい少ないです。予算というのはきっちりたてるものなので、今回の令和 3 年度予算案とシルバー人材センターの総会での予算案に差があったら確認していただくなど、もう少しシビアにみていただけるといいとおもいます。
- (委 員) 事前質問書にも出しましたが、組織の充実と財政健全化は何をどうしたいのかというところで、具体的に組織をどうしたいのか、スリム化したいのか拡大したいのか、収支を安定させるために具体的にどのようなことを考えているのかを教えてください。
- (担当課) 添付させていただきました、半田市シルバー人材センターの第 1 次中期計画の第 3 章の具体的な施策にもございますが、事務局としての体制を整えることで、会員数の拡大及び受託事業の拡大を進める中で収益となる事務費の増収を確保していこうと考えています。
- (委 員) これは全く具体的ではなく、この中身が知りたいです。例えば組織の検討グループを作ってこういう方向に進みたいとか、具体案がないと言葉だけで終わってしまいます。そういう案はないんですか。
- (担当課) どのように充実させるかというところまでの、さらに踏み込んだ具体例はまだできていません。
- (委 員) 来年度に実行しようと思ったら、もう検討チームとか具体的な動きが

ないと年度が替わった時点でスタートできないですよ。

(担当課) シルバーの事務局の中でも、人数を増やすとか単純な話ではなくて、  
どういった量で増やしていくか等は検討していると思いますが、まだ  
具体的に何をどうするかというお示しはできない状況です。

(委員) それをもう進めていかないと来年度間に合わないと思います。

(委員) 執行協議書の「補助金等の執行に関する改善点等」で事務費率を 10%  
に引き上げることで収益増を図った。とありますが、どういうことか  
教えてください。

(担当課) シルバー人材センターの収益である事務費率を、昨年までの請負業務  
に対する 8%から 10%に増やすことで収益増を図りました。これに  
より、今の協議額のままで正味財産の月残高が資金ショートをしない  
よう維持していきたいと考えています。

(委員) 8%から 10%に上がるとどれくらいの収益増になりますか。

(担当課) 受託事業収益と独自事業収益の受取事務費で合わせて 410 万円くら  
いです。

(委員) その分補助金を減らすなら分かりやすいですが、補助金を減らさない  
ということは、その増えた 410 万円は何に使うんですか。

(担当課) 収益増を特定の部分に使うかは確認できていません。

(委員) シルバー人材センター経営状況の経年比較資料をみると、受取補助金  
等のうち、市が交付する補助金と比べ、国庫補助である受取連合交付  
金が 100 万円以上少ないんですが、同等くらい出してもらえないので  
すか。

(担当課) 市が国同等以上に出すというのがルールになっています。以前は国庫  
補助は人件費を 2 割差し引いて申請していましたが、その必要がない  
んじゃないかということで令和 2 年度以降は同じ値になっています。

(委員) 令和 3 年度の 40 周年記念式典費用はいつまで積み立てるのか、そし  
て何をするのか教えてください。

(担当課) 会員募集になる機会になるということで記念式典みたいなものを考  
えており、令和 3 年度に 100 万円積み立てします。

(委員) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を国の限度額である 1,900 万  
円未満である 783 万 5 千円にした算定根拠が去年までは添付されて  
いたと思いますが、今年はなぜ添付されていないのですか。

(担当課) この補助金額は、積み上げで算定したのではなく、1,317 万 4 千円  
という総額を昨年度から据え置き、ここから運営費部分の補助金 533  
万 9 千円を差し引いた 783 万 9 千円を高齢者活用・現役世代雇用サポ  
ート事業分としています。

- (委員) サポート事業分について、去年は事業計画に基づいて計算した額に、事務局長の人件費の8割を加えて算出していますという説明をしていますが、今度から差し引きで計算するのですか。
- (担当課) 事務局長の人件費の8割だという話をずっと続けていますが、確認したところ実際はそういう積算の仕方ではないということが判明したので、今回はそのような計算はしていません。
- (委員) 国の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業で、国は限度額1,950万を認めているけど、市としては773万5千円までとしたときに、きちんと根拠が示せないといけないが、去年の金額からの差し引きということになると示す根拠がないですよ。今まではきちんと明確な根拠をもっていただけど、これをやめて今度からは国の示す1950万の範囲内で前年度からの差し引きや決算の状況を見て額を決めるという形式にかえたと認識すればいいですか。
- (担当課) 額はシルバー人材センターと協議していますが、実際に交付申請しているのはシルバー人材センターからなので、どのように申請しているか、細かいところまで確認させていただきます。
- (委員) 大きな違いがあって、事業の積み上げでなく差し引きでやっているとしたら、事業費補助というより運営費補助になり金額の定義がなくなるから、補助金判定会議で1,317万円を1,000万円にさせてもらうこともありますよ。
- (担当課) 決算をみると、平成30年度が1,317万円、令和元年度も1,317万円のため、この額を協議額として据え置きました。本来、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業分は働く場所を提供する業務に要する経費の補助ということなので、事業に対する補助額を積み上げていけばそれなりの金額が出てきますが、正味財産も持っていますので1,317万を協議額とするという形にさせていただきました。
- (委員) 収益の項目に介護保険生活支援総合事業とありますが、シルバー人材センターではどんな内容の事業をしていますか。
- (担当課) 訪問型サービスBの生活支援型と地域支え合い型をやっており、ゴミ出しや買い出しなどを1回いくらで積算し、そういった介護予防の方のサービスの提供者として得た収入です。
- (委員) 補足させてください。生活支援型Bというのが介護保険改正時の大きな目玉になっていまして、シルバー人材センターを始め地域で法人格を持っているところがその事業を行うというのが半田市独自の施策の中にあります。通常の介護保険だと介護福祉士の資格がないとできませんが、これに関しては半田市独自の研修を受けた方が地域で買い

物や宅内の掃除などを行うことができます。

- (委員) 喫茶楽についてですが、独自事業収益の備考欄に「喫茶楽」、事業費の雑費に「喫茶楽材料費」とあります。喫茶楽の材料費の金額が年度によって大きく動いていますが、喫茶楽の収益が連動していませんが、理由を教えてください。
- (担当課) 平成30年度から楽の材料費を雑費扱いとしたため、雑費が増えています。令和元年度の収益が少ないのは、あいプラザ改修工事により閉店している期間があったためです。

**【審査結果】承認：A2（承認条件）**

- ① 経年比較資料で予算案（前年度資料）と予算額（当該年度資料）が大きく補正されている現状などから、予算決算のあり方や財政健全化に向けた具体策など答えられるよう、引続き踏み込んだ協議を行うこと
- ② 事業費補助を原則とし、国補助金のうち高齢者活用・現役世代雇用サポート事業費の積算根拠について精査すること

## 高齢介護課 補助金－4 半田市介護予防・生活支援サービス補助金

この補助金は、介護保険法の改正に伴い平成29年度から新たに開始したものです。法改正により介護予防給付のうち、訪問介護・通所介護が地域支援事業に組み込まれ、介護予防事業が「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」へ変わったことで、それまで介護サービス事業所が行っていた「訪問介護」や「通所介護」に、地域住民等の多様な主体も参画できるようになりました。そのため、地域において支え合うことができる体制整備を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目的として、ボランティア団体など地域住民等による「訪問型サービス」や「通所型サービス」に対して補助金を交付しています。また、高齢者が支える側として社会参加できる機会が増えることで、高齢者自身の介護予防につながっていくものと考えています。

令和3年度の協議額は4,107千円で、昨年度と比較し371千円の減額となっています。積算根拠として記載していますが、「訪問型サービスB（生活支援型）」は、1回あたりの平均単価と延べ利用者数から、「訪問型サービスB（地域支え合い型）」は、時間単価と延べ利用者数から算出し、1団体への立ち上げ補助を見込んでいます。また、「通所型サービスB（地域支え合い型）」は、1団体あたりの平均補助額に団体数を乗じて算出し、3団体への立ち上げ補助を見込んでいます。昨年度、この補助金を承認いただく条件とされた、1つ目の条件「訪問型サービスB（生活支援型）の今後の方針を協議すること」については、令和2年度から「総合事業検討会議」を立ち上げ、事業のあり方を検討しています。

2つ目の条件「訪問型サービスB（地域支え合い型）を全ての中学校区へ配置し、乙川地区で実施できるよう推進を図ること」については、お助け隊のない乙川地区での「介護予防・生活支援協議会」で作成した「ささえあい活動計画」の中でも、地域の担い手発掘を目指しており、地域住民も参加する会議で方策を検討しています。

3つ目の条件「協議額を適切に審査できるよう、事業実績等の資料整備を徹底すること」については、令和元年度における通所型サービスBの各団体への交付実績を資料として添付いたしました。

4つ目の条件「団体登録に際し、同一団体が複数登録することがないように、申請時のチェック体制を整備すること」については、申請時には1団体ごとにヒアリングを行いながら受け付けており、都度申請状況をデータ管理しているため、同一の団体による複数申請が発生しないようチェックを行っています。

最後に、委員からの事前質問について回答いたします。

1つ目のご質問「訪問型サービスB・生活支援型の実績」については、令和2年9月末で延べ12回（延べ人数は6人）となっています。

2つ目のご質問「総合事業検討会議での事業のあり方の検討内容」については、

総合事業を推進するために必要なサービスや取り組みについて、現状分析・情報共有・課題抽出・解決策の検討をケアマネジャーなど多職種で行っている状況です。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 協議書の事業成果欄で、訪問型サービスB・生活支援型の延べ利用時間の令和3年度実績見込が183時間と出ていますが、9月末までの実績が12回ということは、12時間、1割弱しか利用されてないです。事前質問に対する回答では、担い手不足が課題とありますが、市内の事業所は5件しかなく、大手はほとんど受けないということで利用があまり伸びておらず、現実的にサービスを利用する利用者さんがいないです。ここをどれだけ増やしていくかが介護保険を継続していく大きなポイントだと言われていて、利用者不足と担い手不足どちらが原因だと思われませんか。

(担当課) 介護を提供する方が不足しているという認識です。もう一つは、現行サービスが並行して行われていますので、似たようなホームヘルプサービスを提供するにあたり、事業所としては一回いくらでやるよりは、月に週一回いくらという従来型のものを提供しがちなのかなと思います。

(委 員) なぜだと思えますか

(担当課) 一回当たりのお金かなと思います。

(委 員) 要支援1・2の方に規制がかかっていないからですよ。例えば訪問介護を使うにあたって、日常生活自立度が2以上とか、通所サービスを使っていないといけない等規制をかけているので、訪問介護を使わず訪問型サービスB・生活支援型に流れている市町もあります。要支援1・2の認定の方がかなり増えていますので、訪問型サービスBが増えず、みんな介護保険に流れると介護保険がパンクしてしまいます。本来、183時間くらいじゃだめだと思っていますが、現状制限をかけるわけではないのでみんな現行型でいってしまう。そうなるこの目標は希望的数字で、全く達成しない数字だなと思っています。

(担当課) 成果の推移ということで実績も上がってきていたので183時間としましたが、正直現状では難しいかなと思っています。

(委 員) 通所型サービスBの事業所一覧ですが、2団体増えていますか。

(担当課) はい、7月1日現在で下半田地区グラウンドゴルフクラブとおとな塾日役教室が前年度と比べ増えています。

(委 員) 今年の補助金判定会議での指摘に、検討しますと言ったもの、例えば



乙川地区にお助け隊作りましようとかが、結論出さずに令和3年度が見直し期限だから放っておこうとしかとれない。事業の進め方としてどういうつもりですか。

(担当課) 総合事業検討部会を立ち上げて、乙川地区に担い手がいないということでお助け隊の話とか乙川地区ささえあい活動計画にも地域の担い手を見つけないという相談はありますが、時期などきっちりとした方針はできていない状況です。

(委員) 令和4年度以降はこういう訪問型サービスBという仕組み自体は続きますか。

(担当課) 本制度は平成29年度から始まっており、補助金としては5年目の令和3年度が見直し期限となっていますが、国県補助と介護保険料が入っているため、介護給付費と同等の取扱いと認識しています。受取先が認定を受けた介護サービス事業所ではないので、給付費ではなく団体向けの補助金という形になっています。このため、制度のある間は補助金交付も続きます。

(委員) 要支援1・2、要介護1の人たちが介護保険から外れるとずっと言われている中で、ここをどう市がバックアップしていくかが正念場だと思います。名古屋市や豊明市は訪問介護の規制が徹底されており、訪問介護サービスBがかなり利用されています。半田市も訪問介護に規制をかけ、増えた訪問介護サービスBをシルバー人材センター等がもっと請け負ってくれれば、介護事業所は介護保険に特化できます。要支援1・2、要介護1の人たちを国が介護保険から外すかもしれないなら、半田市が本腰入れて手立てをうたないと、本当に困るのは市民なのでお願いします。

(担当課) 規制の話が出ましたが、現状どこまでかけるとか具体的な考えはない状態です。従来型から地域支え合い型に持ってくるのは事業所としては難しいというのはわかっています。シルバー人材センターにも、新たな事業展開の中でこういった業務をやっていくことを理事会で提案はしていこうと思います。

**【審査結果】承認：A2（承認条件）**

- ① R1の条件から進捗が見られないため、介護予防に向けた制度設計に本腰で取り組むこと
- ② R1の条件であった訪問型サービスB（地域支え合い型）が乙川地区で実施できなかった理由を分析し、実施に向けた推進を引続き図ること

## 高齢介護課 補助金－5 半田市地域介護予防活動支援事業補助金

この補助金も、介護保険法の改正に伴い平成29年度から新たに開始したものです。地域住民主体の「通いの場」を充実させ、人と人とのつながりを通じて、生きがい・役割をもって生活できるような地域づくりを推進するために補助金を交付しています。具体的には、市民活動団体等が行う、体操教室や趣味の活動、サロンなどの事業がこれにあたります。これらの事業は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち「一般介護予防事業」に位置づけられるもので、参加者・スタッフ等がふれあい、交流することで介護予防に繋がると考えています。

令和3年度の協議額は8,698千円で、昨年度と比較して449千円の減額となっています。減額となった主な理由は、要綱改正によるもので、令和2年度から冷暖房代を「施設利用補助」から「運営費補助」へ項目を変更したことで、公民館等の公共施設を減免利用していた団体への施設利用補助が0円となったことなどにより申請額が減額しました。積算にあたっては、本年度の交付申請の状況から、団体数と1団体当たりの補助見込額から算出しています。

次に昨年度、この補助金を承認いただく条件とされた、1つ目の条件「各団体の自助努力を阻害してしまわないよう、支援策として必要な団体に適切に交付できるよう要綱改正を行うこと」については、先ほども少し申し上げましたが、令和元年度中に交付要綱を見直し、改正した要綱を令和2年4月から施行しています。主な改正点は、①補助対象経費の見直し（保険料を対象から除外）、②空調費を施設利用補助から運営費補助へ変更、③同年会など参加者が限定されるような団体は認めない、④国の「認知症施策推進大綱」や「厚生労働省検討会」の基準に合わせ、介護予防観点に当てはまる項目の事業を行う団体のみ認める、⑤広く市民に利用してもらえよう、代表者の連絡先を公開すること、の5点になります。

2つ目の条件「実態把握と参加状況確認のため、適宜現地調査を行うこと」については、ふれあい施設など参加人数の多い団体を中心に随時訪問して、活動内容や参加者名簿を確認しています。

最後に、委員からの事前質問について回答いたします。

ご質問の「一例で挙げたパソコンクラブの冷暖房費を、運営費補助とは別に、施設利用補助として取り扱っているのか」については、要綱改正により令和2年度からの変更点となっています。改正前では、ご指摘のとおり冷暖房費を施設利用補助として取り扱っていました。今回あらためて改正前の交付要綱を添付させていただきましたので、改正後の要綱と比較いただき、ご確認いただきますようお願いいたします。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 今までは冷暖房費は施設利用補助の範囲内であったが、改正されて令和2年4月からは運営費補助の範囲として支給されるということは、改正前の光熱水費は施設利用の冷暖房費ではないということですか。

(担当課) ガス、電気、水道等です。会館の冷暖房費については施設利用補助、1団体上限3万6,000円の中で考えていたのを運営費に切り替えたということになります。

(委 員) 令和2年4月執行分からですか。

(担当課) そうです。

(委 員) ちなみに冷暖房費はエアコン代だけですか。利用料もですか。

(担当課) 冷暖房の空調がほとんどだと認識しています。

(委 員) 利用料のエアコン代が運営費の方に含まれるので、団体に払われる補助金は減る見込みですか。

(担当課) はい。施設利用補助として請求できなくなるので減る見込みです。

(委 員) 大きいところでどのくらい影響がありますか。

(担当課) 一団体で最高でも3万6,000円です。例えばパソコンクラブでは2万6,000円減ります。

(委 員) 8月20日の介護保険運営協議会事業計画等策定部会で、一般の市民の方から、介護予防の場になっているげんきスポットの補助金団体の活動状態を精査してくださいという意見がでていました。また、げんきスポットの対象団体の見直しも必要じゃないか、補助金の使い方など行政事業者指導的立場の人たちとの話し合いも必要じゃないかという意見も出ておりました、実質運営している人からもこんなにもらえるの、という意見が出ています。この補助金は団体が自立するのが理想だと思っていますが、今まで自立していたところに市からお金が入ってくるようになったという経緯もあります。認知症施策推進大綱でも、地域介護予防活動の参加率が高齢者人口の8%が目標とされていますが、登録者数が令和2年度の65歳以上人口2万8,977人の8%を達成できていますか。

(担当課) 制度が平成29年度に新しく開始したことにより、もともと実施していた団体も対象になってしまいましたが、65歳以上なら誰でも利用でき、財源として保険料が半分入っていることから、使える権利があります。私どもも無尽蔵に増やしていくべきものかということは疑問を感じていますので、見直し期限が令和3年ですのでなんらかの制限をかけることも考えていきます。

(委 員) 制限をかけろと言っているわけではなく、これが本当に介護予防にな

るなら、介護保険の利用者が使う金額と比べると微々たる金額なので広げていってくれればよいと思いますが、先ほど質問した高齢者人口の8%を半田市は達成しているかわかりますか。添付資料では利用者の延べ人数になっているので把握ができません。

(担当課) この場ではわかりませんので別の機会でお示しします。

(委員) 前回は質問しましたが、中学校区の生活圏域でどれだけのげんきスポットがあって、どれだけの人が介護保険を使わずに過ごしているのかを一度調べてほしいと思っています。効果があるか評価し、効果があるなら増やしていくべきですし、効果がなければ違うことを考えなければならぬと思います。

(担当課) 効果測定が必要ということは担当課内でも認識しておりますが、基準を見出せていないのが現状です。

(委員) 市が要綱改正をした場合、国・県からの補助金は市の要綱の変更に合わせた状態でもらえるんですか。

(担当課) 介護給付費と同じ考えになります。全体の介護予防事業費のうち、2分の1は1号・2号介護保険料で賄っており、残りは国が4分の1、県と市がそれぞれ8分の1ずつ負担します。実際は利用した事業費に対して定率による国県補助という形になります。

(委員) 先ほどの冷暖房費でいえば、半田市は施設利用補助として支給していたのが運営費補助に変更しましたとしているけど、冷暖房費を支給するかしないか等、統一的なルールは誰が決めているんですか。国ですか、県ですか、市ですか。

(担当課) 半田市です

(委員) ということは、冷暖房費は運営費補助に含みますというルールを半田市が決めたから、国や県からもその金額分の補助をもらわなくなったというイメージですか。

(担当課) そうです。

(委員) 平均の2倍以上補助している団体には、特別な事由がありますか。

(担当課) 交付額が10万円を超える団体が2つありますが、一番の要因はどちらも新規に立ち上がっているのです、立ち上げ支援補助3万円の影響です。

(委員) 団体が参加者から会費をとっていたけど、消耗品等をあまり買わなくなってきたからお金が余ってきたから、会費をなくして補助金だけでやっていきたいと思いますか。

(担当課) 会費で賄えるから補助はいりませんという団体もいます。

(委員) 補助をここまで出すべきなのか検証する必要があると思います。例え

ば最初の3年間は補助するけど、4年目は20%減、5年目50%減で、6年目からは補助なしにするとか、半田市が独自で変えることはできませんか。

(担当課) 自立を目指してもらうためにも、どこかで年数の区切りをつけるなど検証すべきとは思っています。

(委員) 国や県の補助金事業の中で、保険者機能強化推進交付金はここに入りますか。

(担当課) 後ほど確認させてください。

(委員) 去年同じ指摘をしましたが、去年要綱を改正しますということで、第3条の補助対象団体に、高齢者が10名以上参加している団体と明記しますと言っていました。また、第4条の補助対象事業についても、介護予防に資する活動を実施することを交付要件としていき、具体的には介護予防に関連する講演会の参加等がないと認めないとするというのが去年の約束という認識でしたが、3条4条は要綱改正しなかったのですか。第4条(1)ア 趣味活動、多世代交流、サロン事業など高齢者の社会参加を促進する事業、では何でもありになってしまうので、もっときちんと介護予防に限定するような活動に補助を充てられるよう明確にしますと言ってくれたのに変わっていません。

(担当課) 活動の内容を明らかにしました。補助対象事業ということでア～キを明記し、また第2項も追記し、(2) 構成員のみで活動するなど参加者が限定される事業や(3) 介護予防活動を介さない娯楽的な活動を主の目的とする事業は補助対象としないよう改正しました。

(委員) 要綱は変わっていても考え方が変わらず一緒、それで対象者が絞られたり、今認められている対象クラブ数が減るんですか。

(担当課) 新たな申請も来るからわかりませんが、受付の段階で何件かお断りしているものはあります。

(委員) 利用者側から見て、前々からずっと同じ活動していて何も変わっていないのに、ある日突然市からお金がもらえるらしいという話で、これに対して補助をするかということを中心にきちんと整理する中で、対象を厳密化しよう、要綱でも少しターゲットを絞っていく方向にしようと言っていたのに、この要綱を見ると、結局65歳以上の団体なら誰でもいいとしかとれません、この表現が限界という考え方なのですか。

(担当課) 具体的な例が要綱の中では出しづらいので、限られた人だけで楽しむようなものはだめですよという形にして、実際の申請受付時にも活動内容をヒアリングで聞き、対象になりませんとお断りすることが何件かあります。

- (委員) 介護予防になっているかどうかポイントだと思っています。この事業を行うことで、65 歳以上の方が本当に介護保険に移行せずにいけば、とても素晴らしいことだと思います。去年もその評価をしてくださいということを行いました、評価基準が設定しづらいのであれば、アンケートで、利用者がどう思っているのか、介護予防に本当になっているのか等を評価してはどうでしょうか。
- (担当課) 確かに、評価基準として全国統一的なチェックシートがありませんので、ご提案いただいたやり方も踏まえて考えていきます。
- (委員) 評価はやっていくべきだと思います。もう一つは、同じ事業の中での人の重複や、老人クラブの活動との重複がありませんか。一人の受益者がいくつもの利益を受けているのではないかとみえるので、個人を把握して評価をしていった方がいいんじゃないのかなと思います。
- (担当課) 参加できるのがどこか一つのみという事業ではないため、同じ人が複数の団体へ参加することを規制していません。
- (委員) どちらにも補助を出していますよね。一人の人がいろいろなところにかかわっていくことはいいことですが、それに加えてより多くの人に参加してもらうことが大切かなと思います。
- (担当課) 重複について制限をかけようという考えはありませんが、利用者の人数と延べ人数をしっかりと見極めて、高齢者人口の何パーセントの人が介護予防事業のサービスを受けているのかを把握し、拡大していくかどうかの判断することが必要になってくると思います。この際、利用者を持定できるような手法を考えていくべきだと思います。
- (委員) この事業の中だけでなく、老人クラブの活動とも重複していないか、同じ課で担当しているので把握してほしいと思います。
- (担当課) 個人が特定できれば老人クラブのメンバーとの照合も可能となります。システムの可否かどうか確認はできていませんが、登録人数の把握のためにも個人の特定は必要だと思います。
- (委員) 実際に人数を確認したことはありますか。
- (担当課) 現場に確認しに行ったときは受付で名簿を照合させてもらって、参加者と実際の人数を確認しています。
- (委員) 正しく補助金が執行されているか審議するという補助金判定会議の目的からみると、事業開始から数年経過している今、補助金の妥当性を明確にするため、人の重複がないか、活動内容が老人クラブと重複していないか、どういうものに補助金が使われているかなどを、全団体行うのが難しいにしても、額の大きいものから年間 10 個くらいずつ、現場確認を含め、交付団体の精査をすべきではありませんか。

(担当課) 随時訪問してのチェックはしています。この内、疑わしいという部分については、年に何件かは実際の事業計画等に基づき、提出された書類の確認だけでなく、現場に足を運び実態状況をつかむようにしたいと思います。また、補助金判定会議で、確認したことをお示しできるようなチェック体制を考えていきます

(委員) 現場に行っていれば、老人クラブの人たちと重複していないかわかるはずだし、その辺りがしっかりしてくれないと適正な補助金になっているかどうかという審査すらできません。交付団体の在り方の精査を1年に20クラブくらいずつは行うことを条件として条件付きで承認します。

#### 【審査結果】承認：A2（承認条件）

事業開始から数年経過していることから、補助金の妥当性を明確にするため、交付団体の精査を以下の視点で行うこと

- ① 人の重複状況（いくつもの団体を掛け持ちしている状況）
- ② 活動内容の重複（老人クラブ等で類似した活動の状況）
- ③ 介護予防の成果（当事業による介護予防の成果を評価する）

### 博物館 補助金－4 半田市文化財保存事業費補助金（文化財保存修理等補助事業）

この補助金は、文化財保護法、愛知県文化財保護条例及び、半田市文化財保護条例に基づき後世に残していくべきと判断した指定文化財所有者に対し、保存修理に要する経費の一部を補助するもので、昭和54年度から行っているものです。

保存継承のために必要となる経費の一部を交付することで、文化財の保存継承が行われており、継続的な交付が必要と考えております。

一例として、昨年度では乙川八幡社が所有する「祭礼絵図」の表装が傷んでおりましたが、補助事業として復元修復を図ったことで文化財として保存継承が図られております。

この補助事業は、毎年対象となる団体及び、事業内容が異なることから、年によって補助額は変動しております。

また、昨今、文化財の火災や盗難事例の多発を受け、新たに防犯対策事業を補助メニューに加えたいとするもので、令和3年度は、個人を含む13団体に対し、協議額として、39万9千円増の1,589万7千円で計上しております。

積算根拠については、補助金交付要綱に基づき、対象事業費の2分の1、かつ

600万円を限度額としております。博物館からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 防犯対策を新たに加えるということでしたが、防火対策はされてい  
ますか。

(担当課) 文化財防火設備設置事業として、昭和 55 年から既に火災報知器・消  
火栓・消火器を付けた場合の補助を実施しています。

(委 員) 火災報知器はどこかへつながっていますか。

(担当課) 山車組で言えば組長のところへつながるようになっています。

(委 員) すべての山車組に付いていますか。

(担当課) 目の前に消防の詰所がある場合は付いていませんが、それ以外のと  
ころは基本的に無人になりますので、山車蔵に設置してあります。

(委 員) 防犯の方は最近始まったということですか。

(担当課) 昨年4月にノートルダム大聖堂や朱里城の火災、白川郷でも物置小屋  
の火災がありました。今年4月には飛島村で地蔵堂が燃やされる連  
続放火が発生しました。愛知県内では仏像が盗られたということもあ  
りましたので、そういうことを防ぎ抑止力にするためにも、カメラ取  
付を防犯の補助メニューとして令和3年度から加えたいとするもの  
です。

(委 員) セコム等が入っていないんですよね

(担当課) 今は入っていません。旧中埜家住宅にはセコムが付けてありますし、  
国の重要文化財の仏像があるお寺には付いているところもありますが、基本的には付いていないところがほとんどです

(委 員) 山車蔵の地震や津波の対策はできていますか。

(担当課) 文化財を保存するところでもありますので、基本的に建て替え時に倒れ  
ず燃えないよう、鉄骨造で造ってもらうようお願いをしています。

(委 員) まだできていないところがありますか。

(担当課) 土蔵造りはよほどいいと思いますが、木造のところは数カ所あります  
ので、建て替える時にはこちらからお願いして参ります。

(委 員) 防犯対策で金額が 10 万 8 千円となっていますが、増税により 11 万  
円にしないでいいですか。

(担当課) 事業費を防犯カメラ 2 台と録画する装置、工事費で 21 万 6,000 円と  
想定し、その2分の1で計上しています。

(委 員) 防犯カメラ 2 台で 21 万 6,000 円は高くありませんか。

(担当課) 山車蔵など無人の場所のため、録画する装置を別の場所に付けるため、  
工事費が高いのではないかと思います。

(委 員) 見積はどこでとりましたか。



- (担当課) それぞれ違いますが、地区ごとで見積をとっています。
- (委員) 防犯対策を新しく補助メニューに加えた場合、この補助は4年のうちに2回うけたらそこから5年間補助が受けられないと思いましたが、山車に附属するからくり人形の復元新調で600万円補助を受けても、防犯対策で9万6,000円の補助を受けても同じ1回ですか。
- (担当課) 補助メニューが、文化財保存事業(山車本体)と保存施設整備事業(保存施設)に分かれており、それぞれ1事業あたり2回まで限度額600万円以内となっております。これ以外に文化財防火設備設置事業や防犯対策事業となり、これらは回数の制限はございません。
- (委員) 事業成果が空欄なので、文章表記でいいので記載をしてください
- (担当課) 記載漏れです。申し訳ございません。
- (委員) 文化財の要望がたくさん上がってくるとは思いますが、選択の考え方を教えてください。
- (担当課) 4月に照会をし、6月に要望を提出してもらいます。これらを現地でヒアリングし、文化財専門委員会に諮ったうえで必要なものと判断したもののみ補助金判定会議の協議額の対象としています。
- (委員) 先日、新聞報道で岩滑の山車の方たちが自分たちで彫刻を勉強して修理しているというとてもいい記事がありましたが、これは補助の対象にならないのですか。
- (担当課) 申請があれば、事業として内容を判断した上で対象にすることはできます。岩滑の方たちにも照会はさせていただきましたが、最初事業計画を出していただいた時に補助の申請がなかったので対象になりませんでした。
- (委員) 防犯カメラがあまりに高いんじゃないかというお話がありました。実際事業を実施する時には、金額をきちんと精査してください。

【審査結果】承認：A2(承認条件)

- ① 補助率は用途(防犯、防火、自主事業など)に応じた率を検証すること
- ② 市場価格などを参考に補助上限額を設定すること

**新美南吉記念館 補助金－1 新美南吉顕彰事業補助金**

この補助金は、新美南吉記念館の建設を契機に、当市における南吉顕彰を一層促進するために、新美南吉顕彰会へ補助金を交付したのが始まりです。

新美南吉顕彰会は南吉の17回忌をきっかけに市民の間で顕彰の機運が盛り上

がり、昭和 36 年に設立されました。当初、『新美南吉代表作集』の出版や市内第一号の南吉文学碑である雁宿公園の貝殻詩碑建立などの事業を行いました。

その後、活動が停滞した時期もありますが、昭和 60 年に新美南吉記念館建設基本構想が発表され、これを契機に再開し、活動資金として広く市民及び全国の南吉ファンから協賛金を募りました。こうして集まった 1800 万円余りを半田市に寄付し、それと差し替えて補助金交付が始まりました。

当初は独自の事務局職員が 2 名おり、記念館事業の主要な一郭を担っていましたが、人件費に対する補助がこの補助金判定会議でも問題となり、順次削減して平成 27 年度からは完全に新美南吉記念館職員が事務局業務を兼務しています。

当初の協賛金以外は毎年の会費収入がないため、グッズ販売で収入を得ていましたが、平成 27 年に館内でカフェとミュージアムショップを運営していた観光協会にほとんどのグッズ販売を譲ったため、収入も次第に減少しました。それにあわせて事業の合理化と記念館への移管を進め、市からの補助金も年々削減され今年度は 115 万円となっています。

現在残されている活動は、矢勝川の彼岸花植栽活動、記念館と南吉のふるさとを案内するガイドボランティア事業、南吉生家の管理、年 1 回の顕彰講演会を柱として、南吉顕彰のために活躍してくださっている市民の活動をサポートすることが主になっています。

市民の活動を市民代表で構成する民間団体がサポートすることは、南吉顕彰への意欲を市民の間で持ち続けてゆくことに大きな効果があります。所属するボランティアや各種団体の方々は、南吉顕彰を市に任せるのではなく、昭和 30 年代から代々市民の手で担ってきたのだ、それを引き継いでいくのだ、という意識を持ってくださっています。現に平成 25 年の新美南吉生誕 100 年の際には、所属する各団体がそれぞれ考えて記念事業を行ってくださいました。

今後の見通しですが、近いところでは、令和 5 年にひかえた新美南吉生誕 110 年に対し再び所属団体に参加を呼び掛けると共に、事務局自体も市民による顕彰活動のサポートという、市とは別角度からの記念事業を実施してまいります。

また、南吉とその文学は、ふるさと半田にとっては掛け替えのない財産であり、その顕彰活動はこれからも受け継がれていくものでありますので、補助金も継続的な交付が必要と考えております。

令和 2 年度の協議額については、年々合理化に努めて無駄な予算はほとんどないところですが、さらに精査して令和元年度の予算から 5 万円を減額しており、その積算根拠については、補助金執行協議書に記載の通りです。

担当課からの説明は以上です。よろしくご審査ください。

【質 疑】

(委 員) 新美南吉顕彰会は法人化しないんですか。

(担当課) まだその計画はありません

(委 員) 長い間活動をしていて、組織としての活動の継続性を考えると、法人化した方がよいのではないかと思います。今まで議論されていませんか。

(担当課) 事務局として考えていきたいと思います。

(委 員) 損益計算書にある法人税は、法人ではないのに払うんですか。収益事業に対する法人税ですか。

(担当課) そうです。

(委 員) 収入ですが、半田市委託料と半田市補助金がありますが、違うものですか。

(担当課) 委託料は主に市の施設である生家の管理委託と、端午の節句、生誕祭、貝殻記など、年間に新美南吉記念館として行うイベントの委託であり、後者は出演者への謝礼やイベントの開催にかかる費用に充てます。補助金は、新美南吉の業績を顕彰するための講演会や、南吉の故郷としての岩滑の環境を整備する事業など、会独自で行う事業に充てます。

(委 員) でも費用はどちらも市が負担していますよね。

(担当課) はい。

(委 員) 初歩的な話ですが、新美南吉顕彰会は具体的には誰が活動していますか。

(担当課) 講演会やグッズ販売は、事務局が行っています。あと二つ大きな柱としては、矢勝川の彼岸花植栽活動と南吉のガイドボランティアがあり、それぞれ彼岸花を守る会のメンバーと南吉のガイドボランティアが活動しています。あと、理事に年1回の理事会に出席してもらっています。

(委 員) 委託料で行う事業と補助金で行う事業のすみ分けがわかりません。今までの歴史があるのは分かりますが、全部を補助金にしたほうが、新美南吉顕彰会の自主性が保たれませんか。講演会で講師の選定やどのようにディープな南吉の世界を理解してもらうかを、市職員ではなく顕彰会が考えるために、委託料でなく補助金になっているんですよね。

(担当課) はい。

(委 員) 矢勝川活動補助金(寄付金)は、最初令和元年度に300万収入して、130万を施設費として支出して、令和2年度に修繕費を20万使って145万円繰越金があるように見えるんですが、ここから彼岸花の植栽

費を出すんですか

(担当課) これは平成31年1月に亡くなられた方の遺族から、市へ300万円ご寄附をいただいたものです。市では、彼岸花植栽を含む南吉頭彰のためにという寄附者の遺志を実行するため、寄附相当額を南吉頭彰会へ矢勝川活動補助金として交付いたしました。そこで、矢勝川の彼岸花の環境を守る会と、NPO ごんのふるさとネットワークの活動のうち、経常的な彼岸花の世話にかかる経費ではなく、特別に大きなお金があるようなときに支出して有効活用していこうということになりました。令和元年度にはNPO ごんのふるさとネットワークが運営する花のき村の敷地内で休憩所と土木収納できるプレハブ小屋を設置し、水道を引き、約137万円支出しました。令和2年度は草刈り機の故障買い替えで、24万円支出しました。

(委員) 平成30年度決算の支出をみると、市の補助金は事務局費と事業費にしかあたっていないはずですが、半田市から出ている補助金130万円を支出済み額が下回っている。そうすると補助金を出しすぎていますという決算になるんですが、精算はしているんでしょうか。本当は補助金の返還対象になると思われま

(委員) 正しい補助金のスキームは、例えば、最初にこういう事業をやるので120万円補助金をくださいと団体が市へ申請します。

市が内示でとりあえず120万円出しますというと、団体側が120万の内訳をこういうことに使いますというのを出してきて、これなら交付決定しますと言って120万円払うことを約束します。

事業終了後には実績報告にて、団体側が120万円こう使いますと申請を出したけど、実際には115万円しか使いませんでしたと報告すると、市は補助金の交付決定120万円としたのを115万円に減らす。

これらが一般的なスキームとなります。

しかし、これらの手続きを過去から一度も行わず、精算もされずに頭彰会の繰越金にプールされていませんか。

(委員) 収支の状況のみで財産目録や貸借対照表なんかがないのでわかりませんが、ストック的なところの資料がわかりにくいと思います。残額である繰越金以外では、令和元年度在庫品一覧から、仕入れたけど売ってなくて残っている在庫品が530万円分くらいあるのがわかりますが、正味この団体の財産はいくらあるかという財産目録はありますか。

(担当課) 添付資料以外にはありません。

(委員) 支出としてグッズを仕入れるのはいいんですが、使いきれずに在庫品

が残っていますが、これも財産ですよ。令和元年度決算の販売事業費は、予算 173 万円に対し決算は 33 万円で、仕入れも 18 万円くらいですよ。売り上げも 85 万円くらいで、かつ、まだ在庫もあるので、予算をそんなにあげるべきなのかどうかと思います。

(担当課) 顕彰会は以前はさかんに関連商品の販売をして利益を上げて活動していましたが、NPO ごんのふるさとネットワークがやっている館内のショップと重複してお客様に分かりにくいため、顕彰会はほとんどの販売事業を手放し、現在経常的な仕入れは切手の仕入れくらいで、ほとんど商品を仕入れてはおりません。手放した直後は仕入れはほとんどせず在庫を売っていただけなので利益が増えた時期もありますが、利益はどんどん先細りになっていきます。顕彰会は繰越金が 200 万ほどありずいぶん大きな額に思えますが、半田市の子どもたちにみんなで一斉に南吉の作品を読んでもらうための集団読書テキストや市内の子どもたちが使う副読本を学校教育課から著作権を借りて顕彰会販売分を印刷したり、現在販売している南吉を紹介するDVDの在庫がなくなったときに作成するための資金としてとっております。

(委員) 繰越金の中に入れておくのではなく、生誕 110 周年事業のために基金にしたように、在庫がなくなったときのための費用として基金に積むことはできませんか。

(担当課) できると思います

#### 【審査結果】承認：A2（承認条件）

以下の視点を持って収支報告のあり方を研究すること

- ① 委託料と補助金のすみ分け
- ② 当補助金の使途を明確にする

### 幼児保育課 補助金－2 民間保育所等整備費補助金

半田同胞園保育所の園舎は、昭和 47 年 2 月に建設されましたが、稼働年数が 48 年となっており、老朽化が進んでいる状況です。園児の安全性を確保する観点からも、可能な限り早期に計画的に建替えを実施する必要がありますが、相当の費用がかかります。このため、平成 30 年度 3 年実施計画において、令和 3・4 年度に建替えを行う計画を策定し、国の補助制度を活用することとしました。

今回の補助金を活用することにより、園舎の建替えに係る法人の負担を軽減することが可能となり、ひいては、法人の今後の安定した経営につながることで、保育の実施を維持できるという効果が期待できます。

なお、令和3年度の協議額については、国の「保育所等整備交付金交付要綱」の規定に基づいており、積算根拠等については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。担当課からの説明は以上です。

**【質 疑】**

(委 員) 1億8千万円を2年間補助するんですか？

(担当課) 令和3年度は1億8千万円、令和4年度は3千万円の2か年での補助であり、令和3年度協議額の内訳は国費1億2千万円、市費6千万円です。

(委 員) 公立の保育園もすごく古いので、ほぼ毎年建て替えていかないといけないと思いますが、半田市の将来的な通園児童数を把握、想定して建て替えの計画を立てて行って欲しいです。

(担当課) 今おっしゃられたように子どもの数の減少も含めて、保育園・こども園・幼稚園を今後どうしていくのかというビジョンだと思うのですが、半田市の将来の子どもの数や保護者の方のニーズ、多様な教育保育ニーズなどを考え、今後どうしていくのかということで、昨年度「半田市保育園等公民連携更新計画」を策定しました。内容としては大きくまとめると、民営化、こども園化を進め、老朽化した施設は、計画的に更新していきましょうという計画です。今後の児童の数という話でしたが、令和2年度から「第2期子ども子育て支援事業計画」がスタートしており、この中でも、将来5年にわたっての子どもの見込み量等も試算しています。そういった子どもの数も見据えながら、保育園等の適正配置を考えていきたいと思っています。

(委 員) 計画の中で、児童数は増加傾向ですか。

(担当課) 減少傾向です。今後の子どもの推移については、低年齢児・幼児ともに、ほぼ同じような形で減っていくと思いますが、対象年齢に合わせた保育の確保をきちんと実施していきたいと考えています

(委 員) この補助金は、民間保育園だから国が交付してくれますが、公立保育園を建設する時は、ほぼ全額、市負担です。運営費についても、国等から1人当たりの運営に対する補助が出る民間の保育園運営と比べ、市の財源のみで運営する公立保育園では、年間7千万円ぐらい高額となります。半田市は実は保育園の数がすごく多いのですが、経費を減らすという意味で民営化を進めていくということと、それと同時に、もう一つの大きな狙いとして、様々な教育保育ニーズ、例えば英会話を教えてくれる保育園やリトミックを行う保育園のように、特色を持った教育保育ができますので、市民の皆さんに選択肢を増やすという意

味合いも民営化を行う大きな狙いです。

【審査結果】承認：A1  
指示事項特になし

### **地域福祉課 補助金－2 社会福祉協議会補助金**

この補助金は、半田市地域福祉計画の基本理念である「誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ」の実現を目指し、計画の重点施策である「ふくし井戸端会議」「ふくし共育」「事業所間連絡会議」などを実施するため、半田市社会福祉協議会に対して交付するもので、今後も地域福祉の推進を図るため継続的な交付が必要と考えております。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条第1項において「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施などにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、同法第106条の3第1項において、市町村は「地域福祉推進に係る包括的支援体制」の整備に努めることと規定されており、この補助金の交付は同法の趣旨に沿うものと考えております。

なお、これより、「社会福祉協議」を「社協」と言います。

続いて、令和3年度の補助金協議額について説明します。協議額は、協議書に記載のとおり、令和3年度から国の補助を受けて、社協への新規委託事業の導入を機に、これまで5人分の人件費補助であったものを3人分に改め、1,650万円とさせていただきますとするものです。

なお、令和2年度の交付額は、一人550万円の5人分として2,750万円のところ、令和2年度に導入しました収支余剰金特別措置の適用により420万円を減額し、2,330万円の交付となりましたので、対前年比680万円の減となっております。

次に、昨年度の判定会議でご指摘をいただきました「社協の事務スペース」につきましては、社協が所在する雁宿ホール1階奥の作業室を借用していた福祉事業所が5月末で借用が終了し、6月から社協が利用をすることとなり、一定の解消を図ることができています。また、「社協の中長期的な事業計画」につきましては、社協の事業運営についてまとめる「半田市社協強化発展計画」として、第7次半田市総合計画及び第2次半田市地域福祉計画の策定に合わせて現在策

定中であります。

もう一点の指摘事項、「多額の余剰金のある団体に対する補助金支出の意義」につきましては、令和2年度の繰越累積額は、29年度と比較して3分の1程度に減少していること、また令和元年度の収支余剰金は▲920万円ほどとなっていることから、補助金の交付は妥当と考えております。

また、福祉活動拠点整備基金積立金の使途につきましては、昨年度の判定会議において、社協の事務所移転のための財源と説明いたしましたが、この点につきましては、将来、雁宿ホールの大規模改修又は建替えを行う際、必要となる事務所移転等の経費の財源として活用することを、社協と改めて確認いたしました。

担当課からの説明は以上です。

#### 【質 疑】

(委 員) 社協の内部留保1億円は、建て替えのときに使うことで決定ですか。

(担当課) 雁宿ホールの大規模改修等による移転等の財源として整理しました。

(委 員) 事前質問の説明もしてください。

(担当課) 新規委託事業について説明をいたします。社会福祉法が令和3年4月に改正され施行されることに伴いまして、住民に身近な地域に、社会福祉士等の資格を有する包括的相談支援員を配置し、積極的なアウトリーチ相談支援を行う事業の実施にあたりまして、社協への補助金を整理させていただきたいと考えています。先ほど若干説明をいたしましたが、現行、今年度までの補助金のイメージは、5中学校区に1人ずつ、人件費補助という形で、1人当たり550万、合計2,750万円の補助金を交付し、地域づくりの活動を展開、委託をしてきたところです。今回、新包括的相談支援等事業委託として、まず中学校区という五つの割り振りを、小学校をベースに大体同じような数になるような形で北部、中部、南部の3つのエリアに整理し、包括的相談支援員を新たに各エリア1人ずつ配置したいと考えています。つまり、今までは補助金対象が5エリアに各1人、計5人だったところを、今後は3エリアに補助金対象各1人と包括的相談支援委託対象各1人の各2人体制で事業を展開していきたいという考えです。この包括的事业につきましては、これまで国がモデル事業として展開を実施してきたところで、令和3年4月から本格実施になります。4分の3という高い補助率をいただくことができる補助メニューとなっています。

包括的相談支援を少し説明しますと、縦割の福祉制度の中で、今まで埋もれてきた人たちに対する訪問型の相談支援等を実施したいと



いうものです。例としては、進学も就職もしない中卒者やひきこもり等の方の社会参加支援や、慢性的な病気や障害や精神的な問題がある家族の面倒を見て介護をする 18 歳未満の子ども、いわゆるヤングケアラーの実態把握と市の支援サービスコーディネート、あといわゆる 8050 問題の子に対する親亡き後の生活設計支援やコロナ関係の生活困窮、外国人の問題などに、包括的相談支援員をアウトリーチというような形で、問題が長期化・深刻化する前に早期介入・予防的支援を行っていくというものでございます。

(委員) 5つのエリアを3つのエリアに整理する理由がわかりません。1人当たりの仕事の内容は幅広くなるのに、受け持ちエリアも広くしてやっていけますか。

(担当課) 既に社協では、この包括的相談支援員と同等の業務を一部やっている現状があります。これまで5人枠で行っていた地域づくりの福祉教育やふくし井戸端会議などは、5つのエリアを3つのエリアに整理することにより、1人当たりの業務量は増えます。しかし、既存の業務の一部は新しい委託業務に含まれるため、5つのエリアという概念を取り払い、業務量に特化してみたときに、3エリアに各1人でやれるのではないかと判断しました。

(委員) 今までの5人は残って、新たに包括的相談支援員として3人増えるというイメージではないんですか。

(担当課) これまで補助金枠で5人分を出していましたが、今後は、そのうちの3人は補助金枠とし、残りの2人と新規採用1人の3人は包括的相談支援員として、計6人というイメージです。

(委員) そうすると予算は550万の6人分じゃないですか。

(担当課) 最終的に市から社協へ支払いは、5人分2,750万円から6人分3,300万円となりますが、補助金枠としては3人分、3人の包括的相談支援員は委託費となりますので、補助金協議額としては3人分の1,650円とさせていただきます。

(委員) 我々が求めていることと見当違いです。まず、社協の補助金が5人分だから5中学校区の地域づくり活動事業分との説明でしたが、この補助金は社協の組織の中の総務グループの職員5人分の人件費を運営補助金として助けるというのがスタートで、事業に対する認識が合っていない。もともと他の事業は委託料に人件費が含まれていますが、総務グループには委託料等の収益がなく人件費が捻出出来ないから、それに対して補助金で市が支援してきたというのが今までの歴史です。それを今回、社協が割り振った5中学校区の事業に落とし込みに

いったのは、見当違いの発想です。もう一つ、ケアプラン作成により社協の収益が上がるようになってきたので、その収益に見合う補助金の減額を補助金判定会議で議論してきました。これに対しこの案というのは、全く意味が通じてない思いがします。

(担当課) 今回の補助金額を1,650万に減額することは、余剰金と純資産に対する一定の回答とっております。

(委員) 市が社協に運営費補助していた時代がありますが、この補助金判定会議が始まってからは運営費補助だと額が適正か判断できないため、事業費への補助へ向け整理をしてきたが、社協は整理ができず実質運営費の補助となっている事業のひとつです。これを本当に理解していれば、万が一こういう構図を持ってくるにしろ、補助金を切って全部委託料に組み替えて持って来るならそれはそれで理念があると思えます。

(担当課) その手法も視野に入れ、社協の担当者とも話をさせていただきました。市の職員が直接集約することが難しい地域のニーズや課題について、専門性や経験値が高い社協に地域づくりとして事業展開してもらい、それに対して補助するという形を取ってきました。この機に新しい委託に全面的に塗替えようかということも考えましたが、まだ国のメニューがはっきりわからない中で、全部スライドさせることはリスクが高いため、補助金の枠組みは一部残し、この枠組みの中で地域づくり活動を進めていきたいと考えました。

(委員) 先ほども言いましたが、そもそも総務グループの支援のための運営費補助というところが全く加味されていません。この人件費に当たる部分は、収入が何もないから補助してくださいという整理で市が何十年も補助してきたとことと整合性がとれず、また、社協が補助を放棄するとなれば、総務グループの人件費はどこから捻出されているか疑問です。ただ、社協が補助金を2人分減らしても十分やっつけていけるということはわかりました。

(担当課) 令和3年度は補助金枠3人、委託料3人としていますが、今後の事業展開をしていく中で、補助金からすべて包括的相談支援員にスライドさせるのか、補助金の枠組みを継続するのかを整理したいと考えます。

(委員) 委託事業と補助事業の違いもよく勉強した方がいいし、一つの事業に対し委託金と補助金が入るのは全くもっておかしな話ですし、二人減らしたことに対する苦し紛れの構図にしか見えません。総務グループの5人分の補助を、社協の企業努力で3人分になりましたという方が納得できます。

- (委員) 人数は何人分でも別にいいんですが、このアウトリーチ等を通じた継続的支援事業は全く新規に見えますが、実際にどのぐらいの対象人数がいて、何人体制で賄っていけるという見通しはあるんですか。
- (担当課) 具体的な対象人数を申し上げることは出来ませんが、この6人という体制は、地域福祉課が一方的につくったわけではなく、社協と協議させていただき中で、まずはこの形態、構図からやっ払いこうと決めたものです。もちろん市の一般財源を減らすための努力もしなくては行けないと思っておりますが、今回国のメニューに新しく4分の3という高い補助率で包括的相談支援等事業が加わったということは、国がこれに取り組むことを後押ししていると思われ、国が施行する令和3年度から、この体制で取り組んでいくという判断をいたしました。
- (委員) 1年後には具体的な活動報告が出てくるわけですね。
- (担当課) そうです。実際に1年やってみて、反省点等が出てくると思われので、次年度以降に活かしていきたいと考えています。
- (委員) 昨年度までもお話ししましたが、ソーシャルワーカー等を5中学校区に置き拠点を整備し分散させていくと聞いていましたが、拠点を五つに分ける話はないということですか。
- (担当課) ありません。
- (委員) 国の考え方と逆行していると思われいます。国は、身近なところにそういう拠点をつくりなさいと言っており、だから社協は、亀崎駅の近くに拠点をついたり、おっかわハウスや南部ささえあいセンターをついていると思われいましたが、そういう拠点はもうつからないということですか。
- (担当課) 今からの拡充はありません。
- (委員) そうであるならば半田市の見解は、今回の地域福祉計画の計画期間の5年間は雁宿ホールで一極集中ということですか。
- (担当課) 拡充はありません。
- (委員) 時代と逆行しています。
- (担当課) 拠点は、ハード面のことですか。
- (委員) そうです。半田市役所に有協の人がすぐ来られるかと言ったら、来られません。だから自分たちの地域に、中学校区単位で拠点をもちなさいよと言うのが国の指針ですが、それを行わないということになります。
- (担当課) もちろん身近にあるから行きやすいというのは仰るとおりだと思いますが、今回のアウトリーチ、新委託事業では、拠点を増やしていくのではなく、各種会議や支援関係者との連携を通じて地域の情報を幅

広く収集し、制度の狭間に埋まっているような人たちに対し、アウトリーチ手法による積極的な支援を行っていかうと考えています。

(委員) 国の包括的相談支援等事業委託料への4分の3の補助には、人数制限はありますか。

(担当課) まだ補助内容の詳細は不明です。4分の3の補助率については確定と聞いております。

(委員) 6人とも、国の補助事業に乗せれば、半田市の負担金額はもっと落ちませんか。なぜ3人なのか、3人なら補助範囲内ですか。

(担当課) わかりません。ただ、補助事業の詳細が不明な中、全員を委託費の対象とし、補助金を無くすことはリスクが高いと判断しました。

(委員) この事業は、介護や障がい等の既存のサービスに当てはまらず、対象者の幅もすごく広いので、コミュニティーソーシャルワーカーはすごくスキルの高い方じゃないと出来ないと思います。ただ、社協の離職率は意外と高く、550万円で人材を確保できるのかなと思います。補助金を交付したけど人が確保できず、人件費が余ることにならないよう、社協にまかせっきりでなく、半田市もきちんと心にとめておいてほしいです。

(担当課) 人件費が余った年度があるということは私も把握しています。今回の新しい委託事業につきましても専門性や経験値が物を言うところで、資格あればすぐできるというわけではありません。社協とも適材の者が必要ということは話しています。補助金を交付するに当たり、執行状況の把握や半田市の考え、思いを伝えていくことに努めていきます。

(委員) この包括的相談支援等事業委託料と社協補助金のイメージは、社協と市の双方合意で作成しましたか。

(担当課) はい、協議のうえ作成しました。

(委員) 例えば新しいスキームでは、補助金枠の者も、この幅広い相談支援事業を一緒になって行うということですか。

(担当課) 地域づくり活動を行う補助金枠の者が、委託料枠の包括的相談支援員の事業を一緒に行うのではなく、補助金枠の地域づくり活動業務の一部を包括的相談支援員の業務として行うイメージです。

(委員) 包括的相談支援員には国の補助が当たっているのに、違う事業を行わせていいのですか。

(担当課) 新しい委託事業の一部については、これまで補助金対象事業として行ってきましたので、包括的相談支援員の3人が行っても大丈夫です。

(委員) 委託というのは誰が何をやるか明確にすべき中で、市が補助金を払っている人たちの事務補助まで行わせことに違和感があるとともに、一

緒のようなことを行っているなら補助金ではなく国庫補助のある委託に変えてしまえばいいのではないかと思います。補助と委託の割合も一対一でいいのか議論が必要だと思いますが、きちんとできているのか疑問です。

(担当課) 先ほども御指摘いただきましたが、エリアを3つに分けるのが本当にいいのかどうかやってみないとわかりませんが、実際にやってみることで検証することを社協と確認しました。

(委員) なぜ地域づくり活動は今まで通り5人で、包括的相談支援員3人ではいけないのかと思います。

(担当課) 5人のままで考えたこともありますが、社協の肥大化や事務スペースの手狭さなど喫緊の問題もある中、補助事業の継続がわからないまま包括的相談支援員を3人増やし、8人体制にしているのだろうか、どこに落としどころがあるのかということがありました。トータルで考えたときに、今回の体制が社協との協議した結論です。

(委員) 半田市の補助金を減額するためやスペースが狭いから3人にするとか3エリアに変えるとかいうのは本末転倒で、本来その事業がどうあるべきかという発想にはなりませんでしたが。3地区にぐっとまとめるのではなく、5地区のままという話にはなりませんでしたが。

(担当課) 中学校区ごとに相談員がいればという議論はもちろんありますが、だからと言ってそうなるかと言えばそうじゃないと思います。

(委員) 変更前と変更後の補助金対象の相談員1人分が行う仕事は一緒ですか。

(担当課) 行う仕事の種類は変わりません。

(委員) 包括的相談支援等事業委託料ですが、補助率4分の3と言っていたが、頭打ちなしで全額補助されますか。

(担当課) 未確定ですが、大丈夫だと考えています。

(委員) この補助金の根拠となる交付要綱が添付されていませんが、要綱はありますか。

(担当課) あります。

(委員) 結局この補助金の趣旨ですが、要綱に基づいて判断出来たらと思いますが、積算根拠も複雑になっていて、積算式にある収支剰余金も今回マイナス920万だから収支剰余金特別措置額は0円ということでしたが、支出の中に、助成金支出や貸付け事業支出があるので、本当の意味での足りていないかという判断は違うのかなと思いますし、根本的に何のための補助金かを知りたいです。人件費550万とありますが、実際にその金額を今払っていますか。

- (担当課) 令和2年度につきましては収支余剰金特別措置での減額措置がありましたので、総額2,330万円、一人当たり466万円の交付額です。
- (委員) 本人への実質給料は550万円で、令和2年度の補助金額と実質給料は同額ではありません。
- (事務局) 先ほど委員から御指摘のありました交付要綱ですが、第2条 交付の対象事業等において、補助金の交付の対象となる事業は申請者の運営を事業とし、補助金の交付の対象となる経費は申請者の運営事業に係る給与諸手当、賃金及び厚生費で、市長が定めるものとするということなので総務グループの人件費を対象事業ということで明文化されていると思います。
- (委員) 今後、半田病院が移転する予定ですが、市役所と半田病院が遠くなりますので、半田病院内にも拠点が必要になってくるのではないかと考えています。将来的にどうしていくか、示していかれたほうがいいんじゃないかと毎回思うところです。
- (委員) 法人の運営のために補助金を交付するというのはわかりますが、法人としての財政基盤、財産目録をみると差引純資産として2億1,700万を超えるお金があります。本当に補助金を交付しなければやっていけないのかを含め、全体的な補助金の使い方、在り方の整理が必要なのではないでしょうか。
- (担当課) 財産目録の中段下あたりに積立金として、福祉基金積立資産と福祉活動拠点整備基金積立資産は、ここ数年では若干減っています。歳入が下がっていることもあり、令和2年度では、積立金を一部取崩して歳入に組み入れております。ただ、冒頭にも説明しましたとおり、移転や建て替え、大規模改修の財源と一定の整理をさせていただいたところですが、この額が本当に適正かどうか、今後も増やしていくのかというところでは、社協としては増やす考えはなく、据え置きたいということでした。委員が仰る、拠点が一つで本当にいいのかどうかということも視野にいれて、適正額を計算していきます。

**【審査結果】承認：A2（承認条件）**

これまでの補助目的（総務グループの人件費）と異なるもの（地域福祉推進事業費補助）となっているため、半田市の福祉のあり方を社会福祉協議会と協議すること

開 会（市民委員審査：令和2年10月8日（木） 午前9時）

### 地域福祉課 補助金－1 地域ふれあい施設事業補助金

#### 【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、半田市地域ふれあい施設事業補助金交付要綱に基づき、地域の高齢者や子どもたちが自由に利用し、地域の交流を深めるとともに、介護予防事業を行う拠点施設を設置した施設の運営団体に交付するものです。現在、交付している補助金は、施設の管理運営費に対するもので、1施設当たり月6万円の年間72万円を交付し、交付期間は開設から5年となっています。市内には5か所のふれあい施設がありますが、そのうち3か所は交付期間が終了しており、残り2か所、雁宿小校区内の「かりやど憩いの家」は令和4年10月まで、有脇小校区内の「有脇ふれあいセンター」は令和4年3月までが交付期間となっています。したがって、令和3年度の補助金協議額は、協議書に記載のとおり、2施設に対する合計144万円となります。簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

#### 【質 疑】

（委員）この補助金の交付対象団体は、昨日審査した半田市地域介護予防活動支援事業補助金も合わせてもらっているという理解でよろしいですか。

（担当課）はい、介護予防事業を展開する中で、そちらの補助も受けています。

（委員）主に65歳以上の方を対象とした事業があった場合には、その部分について補助を受けているということなんですね。

（委員）どちらかといいますと、もともと地域の憩いの家に高齢者の方が集まっていたかようなフレームで支援をしていたのですが、補助開始から5年が経つと補助金を打ち切るという方針でやってきました。資料9ページのかりやど憩いの家の収支決算書を見てもらうとわかると思いますが、1杯100円でコーヒーを飲んでいただくお金（コーヒー等協力金）を原資にして活動を維持しようという構図でスタートしましたが、実際にはそれだけではなかなか苦しい現状がありました。典型的な例では、フレンド乙川は最初の5年で補助金をやめたら、経営が立ち行かなくなり、事業の継続性が担保出来なくなって、少し期間を延長しました。こうしたところの現実的なリカバリーに入るために、介護予防事業を実践していただければ、そちらの補助金がそこに集まる皆さんの健康づくりとともに、地域ふれあい施設の存続のための補助金ではありませんが、ふれあい施設に入れていただくこ

とができれば、地域で介護予防事業を続けていただくことによって、ふれあい施設の運営費も捻出できるということがあって、どちらかといいますと市が意識して、ふれあい施設の補助金が無くなってしまったため、介護予防事業をやらなければ立ち行かなくなりますよとして誘導した経緯があります。

(委員) そうすると、運営に関して厳しい状況があることからだんだんこちらにシフトしていくこととなるのですね。資料9ページの決算書を見ますと、積立金で630万円積み立てられています。修繕にかかるもののためかとは思いましたが、毎年毎年積立されているのはいかがかと思えます。決算書の予備費についての意見です。予算に予備費という項目があるのは分かりますが、決算に毎年予備費が設けられています。くまちゃん・プラチナカフェについての経費だとは思いますが、表記方法を変えられてもいいかなと感じました。おそらく毎年毎年出る経費だと思いますので、その項目を新たに設けることも1つの方法かと思えます。あともう1点お願いします。資料14ページの有協ふれあいセンターの収支決算書の支出の部で、需用費の備考欄にスポット事業立て替えとありますが、立て替えということはまた後からお金を返してもらえるのでしょうか。金額としては、消耗品・雑費・印刷で11万円、コーヒー等原材料費で4万4千円となっていますが、いかがでしょうか。

(担当課) 高齢介護課のげんきスポット補助金の予算から充当されるものとなっています。事業年度の翌年度に、当該年度の分をお支払いするという形となっており、令和2年度事業分に関しては、令和3年度の4月にお支払いすることとしている関係から立て替えと表記されています。3月31日を過ぎた時点で精査して、支給することとなっているため、この3月31日時点ではこのような書き方で、資料14ページの上段の収入の部にあるように未入金として記載しているところです。

(委員) 今年は、コロナ禍で、おそらく事業をしなかった時期があると思いますが、それは減額の対象とされているのでしょうか。

(担当課) はい、既にそうした対応をしています。5か所のうち4か所が3か月間、さくら小学校地区のさくらの家が2か月間閉鎖しておりましたので、当該期間に係る補助金額は減額しております。

(委員) 有協ふれあいセンターの支出金額には、土地代が含まれているかと思いますが、土地代などは事業をやってもやらなくてもお支払いする形になるのでしょうか。



- (担当課) そうです。減額するに当たっては施設を閉鎖している間の必要な経費、例えば光熱水費の基本料金を除く使用料は必要ないため、こうしたものは減額対象としています。また、予定していた事業ができなかった場合は、関連経費を減額します。上半期分として36万円交付するところでしたが、協議の上、光熱水費を減額させていただき、36万円から4万8千円を引いた31万2千円を支出しています。下半期に関しては、予定どおりやっていたのであれば36万円を交付することとなりますが、先送りした事業があれば協議の上で削る考えです。また、再度コロナの影響で閉鎖となった場合もそれに応じて減額する予定です。
- (委員) 先ほど、積立金の話が出ていましたが、この有脇ふれあいセンターは、積立金がかなりありますので、自助によって事業運営ができるのではないかと率直に思います。
- (担当課) 要綱を見ていただくとわかりますが、設置から30年は事業展開することが条件となっています。その中で最初の5年については補助をするという仕組みとなっています。歳入を見ていただきますと、自治区などからもある程度お金が入ることもありますが、補助金が無くなった後の円滑な運営を考えると、積立金というのものもある程度やむを得ないものだと考えています。
- (委員) 市側でもある程度決められた方がいいのではないかと思います。青天井に積んでいってしまえば疑義がもたれますので、ここまでは積み立ててもいいという上限を考えるなども必要かなとは思いますが、いかがですか。
- (担当課) 設置後30年、補助の無くなった後の25年間は、自力でやってくださいというのが、このふれあい施設の事業運営だと理解しています。各施設が、コーヒーの販売益や区費などにより、適正な運営を見込むことは、それぞれの判断によるものと考えていますので、なかなか積立がいくらまでいいということを行行政サイドから提示することは難しいと思っています。
- (委員) ある程度、この施設を使うことによる効果測定というか、評価をしていく必要はあると思います。ただ施設を作りました、皆さんが使っていますよというものとどまらず、参加人数がどれだけいて、その方たちの介護予防にどのくらい資するものとなっているかという点を市としても把握していき、効果を見極めるのがいいと思います。国が介護予防事業を推進していることもありますので、こうした効果の検証も一方でしっかりやっていただくことで、この補助金もより適

正な運用ができるものだと思います。

- (担当課) はい、事業展開する中で必要な視点ですので、どこまでの検証ができるかは別の問題としてありますが、考えていかなければならないと思います。
- (委員) 運営協議会の中で、5中学校地区の特徴についてのアンケート結果一覧表が提示されましたが、有脇に関しては外に出かける場所が多いというデータが出ていました。もしかすると、有脇ふれあいセンターが出来たことによって、地元で頑張ろうという機運が高まっている結果かとも思いましたが、やはりこうした形でデータをしっかり把握して、どこを強化しなければならないかを考えることで、補助金を出す意味もあるかと思います。また、他にも様々な団体からお金が入っていることを考慮すると、補助金が無くなったらやっていけないではいけないため、補助金が無くなった残り25年間もしっかり市として目を向けてほしいと思います。
- (担当課) 来月には5施設側と意見交換会を行う予定です。適正な運営に関することや現状課題について意見交換させていただく中で、行政として判断していきたいと思います。また、こうしたことを通して情報を収集することで評価にも繋げていきたいと考えています。
- (委員) 資料10ページのかりやど憩いの家の収支決算書を見ますと、予算の段階で積立金が100万円計上されており、これを令和元年度までの積立金630万円に加えると730万円程度の積立金となる予定となっています。積立金の使途は修繕費等だとは思いますが、市から72万円の助成があってもその補助金を全額積み立てに充てているようにも見えてしまいますので、積立金に関する考え方の整理はされてもいいのかなと感じます。また、有脇ふれあいセンターは、この補助金が打ち切られたことを考えると、積立金が毎年30万円ですので、40万円程度のマイナスとなるように見えます。ただし、交際費をみると、毎年30万円程度使用されているところ、かりやど憩いの家では交際費が2万円程度で少なくなっています。こうしたように施設ごとに状況も異なっていることが見えてきますので、一律に考えていくよりも、それぞれの状況にあわせた形で考えられた方がいいと思います。
- (担当課) 先ほど申しあげました意見交換会がありますので、ご意見をお伝えするとともに、今後協議していきたいと思います。
- (委員) 確認ですが、かりやど憩いの家と有脇ふれあいセンターは、いつから補助が始まっていつ終わる予定ですか。
- (担当課) かりやど憩いの家が平成24年11月開始です。この当時は10年間補

助する要綱でしたので、それが令和4年の10月までです。有脇ふれあいセンターは平成28年の4月開始で、開始後5年ということで令和4年の3月までとなります。

(委員) 有脇ふれあいセンターは令和3年度中に終わり、かりやど憩の家は令和4年度まで続くということですね。それでは、かりやど憩の家への補助が終われば、この補助事業自体もひとつの区切りとして廃止することとなりますか。

(担当課) 地域からの要望や地域が考えているものと、地域ふれあい施設が合致すれば、この制度を使っていただきたいと思っています。地域からの声で、こうした施設をつくりたいということがあれば、市が補助するフレームを持つことが支援に繋がると、地域福祉課としては考えています。

(委員) それでは、5施設で打ち止めだとか、これで充足されているという判断をしているわけではなく、地域の要望があればこれからも増やしていくということですね。

(担当課) はい。ただその際には、資料16・17ページの要綱のとおり、第2条の補助対象施設の基準を満たすか判断の上、決めていくこととなります。例えば、小学校区を単位にしていることや、周辺に市が設置した類似施設が無いかなどございますので、こうした条件の中で判断していくということです。

(委員) 資料1ページの成果の推移を見ると、平成30年度から令和元年度にかけて、実績値が4,700人くらい落ちています。これはコロナの影響じゃないと思いますので、純粹に利用者が減ってきているということだと考えられます。利用者減の理由や対応策などを考えていかなければ、この事業そのものが尻すぼみになっていく懸念がありますが、いかがでしょうか。

(担当課) 5施設で協議するという話もさせていただきましたが、各施設には、随時訪問して状況は聞いておまして、まさに今ご指摘いただいた利用者減とか、運営する側は高齢の方が多いので、何年か先を見込んだときの引継ぎも喫緊の問題であると聞いております。ただ、地域の中で運営する人を見つけることや、利用者減の対応策を明確にする難しさを感じていますので、これからも問題意識をもって話し合いをしていきます。

(委員) 様々な補助が入っている中で、利用者が減っていくとなると、全体的に補助の在り方や方向性が合っているのか検証することが複雑で難解になってしまっていますが、そこは地域福祉課としてしっかりとコン

トロールしていく必要があると思います。様々なところからお金が入ってきている状況を見れば、この補助金も実は要らなかったなどの話になりかねません。

(担当課) 例えば亀崎では、福祉センターやサロンがあり、行政主導でつくった施設ではなく、地域の声から立ち上がった同じような施設がある現状があります。亀崎福祉センターを利用される人、サロンを利用される人、亀崎ふれあいセンターを利用される人、もちろん掛け持ちの方もいらっしゃると思いますが、その人に合った場所を見つけるという意味では選択肢はたくさんあったほうが良いとは思いますが、人の取り合いとなってしまう面もあります。施設の充実と利用人員が減っていくということが、表裏一体となっているので難しいですが、そこは考えていかないといけないと思っています。

(委員) その考え方は地域福祉課としては持っていないのですか。具体的な例でいいますと、亀崎には他の地域には無い、亀崎総合福祉センターという市が投資をした、お年寄りが集まっていただけの施設があるにも関わらず、同じ方たちが集まる場所として、市が補助金を出している社会福祉協議会が駅前ハウスを同じ地区内につくったことがありました。そういったものが全くない地区につくるということであれば理解できますが、これには非常に疑問を抱きました。補助が入っていない団体であれば、まだそれは事業の独自性として良いかと思いますが、市が1千万円を超えるような補助を出している団体が、類似した施設をつくることができってしまうのは、地域福祉課として、こうした施設の設置の仕方の考え方がないのかなと思われてしまいます。こうした施設を市全体にバランスよく配置していくようなことを考えるのは、地域福祉課じゃないかなと思いますが、将来展望を含めて、こうした事業展開の在り方の中でお年寄りが集まる施設の配置の仕方の考え方を持っていないのですか。

(担当課) 今、こうあるべきというものはありません。

(委員) 世間一般としては、こうした施設をつくることは良いことだと評価を受けるのですが、税を入れているという考え方をしたときに費用対効果の観点が必要だと思います。少なくとも半田市として説明ができるように、採算性とまでは言わないですが、合理性がしっかりと担保されていなければならないと思います。令和4年にこの2施設に対する補助が終わった後も、要綱に即したものであれば補助するということでしたが、この事業だけではなく、全体の在り方をもう一度地域福祉課で議論していただいて、それに基づいた形で令和4年度

以降の地域ふれあい施設事業も続けていくという考え方をとっていただきたいと思います。

(担当課) 仰るとおり、市内全域の中で、そうしたサロンや別の類似したものがかなり出てきています。その設置場所等の情報について集約はしておりますが、市内全域でのバランスや有効な配置といった検証までは出来ていないのが実情ですので、そこは考えていきたいと思います。

(委員) 地域福祉計画などの計画も策定されると思いますが、今の時代では高齢者の方の行き場はいろいろ選択肢が増えてきています。こうした状況を踏まえて、地域の福祉を考えながら、全体を見ながら計画の中に落とし込んでいただけるといいと思います。

(担当課) はい、できる限りそうしたことも考慮していきたいと思います。また、地域ふれあい施設については、高齢者だけをターゲットにしているわけではなく、子どもから大人、高齢者まで誰でも自由に利用いただける施設ですが、実際には子どもが来ていることはあまり見受けられず、高齢者の憩いの場となっていると感じています。このことは、事業趣旨、目的と少しずれているので、幅広い世代に利用いただけるように施設側と話をしていきたいと思います。

(委員) そうですね。地域福祉の拠点ということを地域福祉課としては意識した方が良くと思います。高齢者のための施設ではありませんので、その地域の地域福祉の状況はどうかということについて全体を見ながら、足りないところは仕掛けていくということが重要だと思います。

(委員) 先ほど利用者がだんだん減ってきているという話がありましたが、こうした活動をしていることを知らない方がたくさんいるんじゃないかと思います。こうしたことをしているという周知をしていくとか、どんなことをしたいかというアンケートをとるなど、利用者を増やす工夫やPR活動は、やっていくのがいいのではないのでしょうか。

(担当課) 自治区と協力をしながら努めているところではございますが、知らない方もいるかと思いますが、各施設と協議させていただいて取り組んでいきます。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

① 事業収支決算書の内容で即答できない項目があったため、更なるチェックの

強化を図ること

- ② 現補助施設はR 4で補助終了となるため、今後の展開については、単に増やすだけではなく、生産性や採算性なども含めた検討をすること

### **生涯学習課 補助金－1 半田市文化協会事業費補助金**

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、昭和54年度から市民の文化意識の向上と芸術文化活動の振興を図ることを目的に交付しているものです。芸術祭を通して市民が質の高い芸術や芸能等に触れられる機会を提供しており、文化協会会員の文化活動並びに文化事業を振興することが市民の文化意識の高揚と文化の発展につながるものであり、継続的な交付が必要と考えております。

令和3年度の協議額は、市民の文化意識の高揚と文化の発展を図ることを目的として、令和2年度予算上限額と同額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。なお、昨年度、当該補助金の指示事項として、会員拡充を目的とした広報において、紙媒体だけではない広報戦略を講じること、とのご意見をいただいております。昨年度に引き続き、役員や事務局との打合せを何回か行い、効果的な広報活動を検討するよう継続して話をしてまいりました。説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 先ほどのご説明の中で会員数を増やす試みを考えているとのことでしたが、現在の会員数と、会費が幾らなのか教えてください。

(担当課) 会員数は令和元年度の数字で申し訳ございませんが、641名で、会費は大人が100円、子供が50円です。

(委 員) コロナの影響で事業が中止になっているものがかなりありますが、どれくらい減額になるのか教えてください。

(担当課) 資料2ページの令和元年度の交付額は20万600円まで減額していますが、これはコロナの影響が大きく、3月に文化協会としては一番大きな芸術祭を予定していたものが、中止になったことによります。令和3年度については、すべて実施するという予定で積算しています。

(委 員) 芸術祭費にかかる予算は、資料11ページの令和2年度事業計画の中でいくとどこにありますか。また、今年度も中止とされた場合は、返還されるのですか。

(担当課) 資料右側の支出の部の芸術祭費107万円となります。ご質問のとお

り、返還することとなります。

(委員) 令和3年度は、事業ができると判断されて今回の協議額ということですね。第3波が来るかもしれないと言われており、それがもしかしたら春先まで影響するかもしれないことも見込まれる中で、今までと同じようなやり方でやるのはなかなか難しいのではないのでしょうか。方向性を変えてやるという計画は今のところありませんか。

(担当課) 文化協会側も、これら行事には練習期間が必要で、半年など長い時間が必要なので、それがなくなり会員の意欲が下がっていくのが困るということで、できるだけやりたいという意思があります。市としましても、今の時点で考えれば、ソーシャルディスタンスをとりながら見せ方は工夫が必要ですが、令和3年度からは実施できると判断しています。

(委員) 最近、会議もズームを使用して行ったりする企業も出てきており、観劇についてもオンラインで行われたりしています。ホールなどで、リスクが高い方が集まることの是非が報道されたりしますので、開催するに当たっての席数を減らしていくことや、オンラインで配信するなどを考えていく必要があるのかなと思います。こうした対策も、駄目でもともとなので、色々工夫をして、なおかつ若い世代の会員が入ってくれるような仕組みができるといいですし、ぜひこの機会を危機ではなくチャンスと捉えて新しいものにチャレンジしていってほしいと思います。

(委員) 資料8ページの左側の支出の部、事業費の褒賞費予算1万円が、決算では8万1768円となっています。これはどういったものなんですか。令和元年度の予算と決算でこうした乖離があるなかでも、令和2年度は1万円なんです。

(担当課) 申し訳ございません。把握しておりません。

(委員) 同じく資料8ページの右側の支出の部、部門活動費に各部門活動費補填と書いてありますが、これは資料6ページにある美術部、邦楽部、音楽部、文芸部、美術部などすべての部門にこれらの活動費として配っているということですか。

(担当課) すべての部門が対象です。ただし、かかった費用に対してのみ払っているため、予算が余っていることとなっています。

(委員) それは何に使われているか把握していますか。

(担当課) 文化協会の書類を確認しています。茶華道部であれば、お茶会をやるための費用、消耗品を買ったりなどしています。

(委員) 文化協会の補助金は、芸術文化に触れる人を増やしていくことが目的

の一つだと思いますが、活動自体にお金があたっていることはいいのでしょうか。活かした補助金の使い方となっているかはこの資料からは分かりにくいように感じます。

(担当課) 補助が文化活動をされる方に使われているのは確かですが、確かに市民全体への文化の振興という視点が足りないかなと思いました。ただ、その方たちがいなければ活動がそもそもできないこともありますので、補助金の趣旨にあった使い方や、それをどう広めていくかという視点は、今後考えていきたいです。

(委員) 協議額の153万円についてお願いします。コロナの影響が波及する前だと思いますが、令和2年度は交付決定額が128万円で、この金額でできるとされています。しかし、令和3年度は153万円分の事業が見込まれるということですが、この額が本当に必要あるのでしょうか。令和2年度と同額の128万円でできませんか。特に資料も添付されていないため、協議額の153万円が必要だという妥当性が検証できません。

(担当課) 追加資料を配布させていただきます。この資料のなかにあるように、令和3年度は、令和2年度の事業に芸能部邦楽大会が加えられています。令和2年度は部門事業費0円としましたが、これに20万円計上しておりますので、この協議額とさせていただきました。

(委員) 追加資料にある研修費用補助とは何ですか。

(担当課) 市のバスを使って県内の美術館だとか文化施設等の視察をする会員の研修会に当たる補助です。

(委員) 市のバスだったら無料で使えるからお金がかからないのではないですか。

(担当課) 入場料です。

(委員) そこまで補助の対象とするのですか。

(担当課) これまでも補助として充てているため、問題ないと思っています。

(委員) 芸術祭費の107万円が110万円に増えたのはなぜですか。

(担当課) 確認ができておりません。

(委員) 昨年度の補助金等判定会議で、機関紙費で大きな金額が計上されましたが、少なくできるものとして30万円程度減額されましたよね。費用が必要とされた機関紙も、減額されたとしても問題がないのであれば、今年度と同額でもできるのではないかと思います。今回は、本当に必要な額を積み上げたものということでしょうか。

(担当課) 機関紙につきましては、実は作成を担当されていた方が亡くなってい



ます。

(委員) これまでと同じように発行できるのですか。

(担当課) 機関紙を担当されていた方が亡くなられて、次に担当される方もご高齢で、あまり体調がよくないと聞いています。ただ、文化協会の役員ではありませんが、若い方もおられるので、そういう方たちにうまくやっていただけるようなことを考えてくださいと言っているところです。

(委員) ちなみに、資料8ページの令和元年度の事業決算書を見ると、機関紙費が0になってるのですが、これは1回分作成出来なかったからですか。

(担当課) 年1回の予定で発行するはずでしたが、さきほど説明した事情のとおり作業の途中でストップしてしまいました。

(委員) 令和2年度の71号はもう発行されていますか。

(担当課) まだです。

(委員) これも発行できなくて終わってしまうという話ではないですか。

(担当課) いま促しているところでございます。

(委員) そうした状況で、機関紙が本当に必要かということは考えないのですか。

(委員) 去年の補助金等判定会議でも、若い人もターゲットとするならば、紙媒体ではなく電子系のものでやればいいという議論があったと思います。これまでの歴史を見ると、長く続いていることがありますし、文化的にやっぱり続けていかなきゃいけないものだとしても、現実的に考えると、物事に関わるスタンスが少しずつ変わりつつある時代の中で、文化協会さんも少しずつその時代に乗っていかないとはいけません。高齢者の方が多いのでなかなか難しいとは思いますが、それを行政側がうまく導いていくべきではないでしょうか。

(委員) 4月から本当に事業ができるのかどうかわからない中、部門事業費20万円を増額しているにもかかわらず、この中身もわからないということであれば、妥当な協議額かどうか判断ができません。文化協会としてもお金が残っている状況は見られますので、この協議額のままというのはいかがかと思います。

(委員) 最初に聞いた会費ですが、大人100円というのに驚きました。おそらく昔からずっと100円なんだとは思いますが、せめて500円ぐらいに上げたらどうなのかという思いも有ります。しかし、そうすると会員数が減ってしまうというなら何か考えなければなりません。自助で努力できるようなことも、文化協会さんに考えてもらいた

いということは率直に思います。

**【審査結果】承認：A2（承認条件）**

これまでの文化協会の活動による文化振興の成果は尊重しているが、会員減少など過渡期に差し掛かっており、これまでの事業スキームの大幅な刷新を検証すること

**【減額承認理由】**

令和2年度実績額である1,280千円にてR3事業が実施可能であると判断したため

**生涯学習課 補助金－2 青少年健全育成活動補助金**

**【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）**

この補助金は、平成3年度以前から「青少年の健全育成の推進」を図るため交付しているもので、行政が直接実施するより効果的に実施できる青少年の非行防止巡回活動、啓発活動、親子ふれあい事業などの活動を行っており、次代を担う青少年が心豊かに健やかに育つための取組みは重要であることから、継続的な交付が必要と考えております。令和3年度の協議額は261万円で、令和2年度予算上限額から2万円の減額となっています。その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりですが、スポーツ少年団9団体のうち1団体が廃団となったため減額するものです。事前にいただきましたご質問のうち、SNS被害防止については、青少年問題協議会においても、青少年がSNSを通じて加害者となったり、被害者となったりする事件や、その防止策などについて話題にしております。愛知県から情報提供があります啓発チラシの配布や研修のご案内など、少年を守る会に向けお知らせするようにしています。続いて、巡視活動の実績につきましては、実施するたびに随時報告を提出してもらうことになっていまして、例えば乙川地区ですと通常の巡視活動が11回にプラス、花火大会や盆踊りのなど地域のイベントの折に巡視活動を実施していただいています。なお、昨年度、当該補助金の承認条件として、少年を守る会の活動内容が時代に即したものとなるよう、コミュニティスクール推進事業など関連する事業なども含め補助金の在り方を協議すること、とのご意見をいただいております。この件については、コミュニティスクールを所管する学校教育課と調整を進めつつ、今年度これまでに、少年を守る会の実態把握をしておりまして、実際の事務を担当している学校の意見をお聞きしています。今後の予定としましては、今年度中に方向性を決めて示し、令和3年度中に各地区少年を守る会の整理していただき、令和4年度から何らかの新しい方式で青少年健全育成事業をスタート

させたいと考えております。説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 在り方に関する議論の進捗はいかがですか。

(担当課) 少年を守る会は地域で組織していただいておりますが、実質その事務は学校の先生が担っています。これの負担が大きいということは、先生方も感じておられますし、私たちも同一の認識です。コミュニティスクールでやっている活動、区でやっている活動、少年を守る会でやっている活動、これらが被る部分も大きいというご意見もいただいておりますので、ここはきれいに整理して、負担を減らして、円滑に活動できるようにしていきたいと考えています。また、コミュニティスクールを長く続けていくための方策などについては、社会教育審議会でも議論をしていただいておりますが、そのなかで少年を守る会に関する議論もしていただき令和2年度中に結論をだしていただくこととなっています。令和3年度中に、地域に説明をしながら、令和4年度から形を変えていきたいと思っています。

(委 員) SNS被害が社会的な問題になってきています。こうしたことへの対策は後追いになっているように感じ、積極的に取り組んでるようにはあまり見えないことが多いですが、半田市においても、なにか手立てはあるのでしょうか。

(担当課) 市が直接、事業を実施していることはありませんが、少年を守る会に限らず、学校側で親・子ども両方に向けた研修をやっているという話は聞いています。SNSを通じたの犯罪ということは、なかなか防ぐことも難しく、青少年の健全育成活動のなかで啓発もしていますが、行政も警察もそれを確実に防いだり、犯人を逮捕するといったことには難しい部分があるように思います。

(委 員) そうすると、被害者にならないような教育が1番大事だということになるのですかね。

(担当課) そうですね。それこそ行政ができる防止策だと思っています。生活安全課の方とお話しする機会があり、そのなかでも、端末などの画面でこれをクリックすることによって、この先何が起きるのかという創造力を働かせられる子にしてくださいですとか、その行動で自分の人生が全部駄目になってしまうことがあることをしっかり理解できる子にしてくださいなどと言われております。

(委 員) 大変ですがここは力を入れて頑張ってもらいたいと思います。

(委 員) 例えば資料23ページの乙川地区少年を守る会の決算報告の支出の

部に、ふれあい活動費でフリーマーケットとありますが、フリーマーケットは青少年保護活動とどういう関係があるのですか。

(担当課) フリーマーケットは、学校と地域が一つになって、主にはお店を出したりするなかで地域の人が集まって、子どもたちと親と学校の間の交流を深めるというものです。

(委員) 少年を守る会とどのような関係なのですか。

(担当課) 地域のつながりといいますか、地域全体で子どもたちを見守っていくという気運を高めるということと、子どもたちの意識の中でも、地域の方々とつながってるという気持ちを深めてもらうということで、関係があると思っています。

(委員) 効果があるのですか。

(担当課) なかなか効果が図れるかと言われると難しいですが、子どもたちと地域とのつながりが減ってきている中で、こうした機会があるのは、効果があると思っています。

(委員) 会によっては繰越金が出てきているところもあります。今後全体的に見直しをされていくというお話でしたが、会自体を無くしていこうという発想ではなく、形を変えていこうという考え方でしょうか。

(担当課) それにつきましては、市が団体を無くしようという立場ではないと思っています。半田市は今後の補助金がこういう形になるので、少年を守る会についても考えていただけないかという話になると思います。

(委員) その場合に、繰越金はどうなるのかという疑問はありますが、補助金の取扱いはいかがされているのでしょうか。

(担当課) 半田市の補助金に関していえば、今年度はその他の活動も縮小されている部分があるので、使わなかった分は返還してもらうこととしています。ただ、会自体をたたむこととなった場合の、繰越金をどうするかという点については、少年を守る会の方で決めていただきたいと考えています。

(委員) 資料42ページの亀崎地区少年を守る会の収支予算書についてです。市から40万円出ているのですが、支出の部をみると親子ふれあい事業とか巡視活動をやっているほかに、育成事業で学校、園、公民館児童館など市の施設に8万円計上されていますが、これはトンネルしているということですか。半田市が補助した団体が、半田市の施設に助成しているということに違和感はないですか。そこで、例えば前年度の41ページを見ると、地区の負担金で活動費が賄えている構図がとれているのでいいのですが、42ページは、そうではないです

よね。啓発活動をやめたことによって地区の助成金を予算上減らしていますが、育成事業の学校などへの助成はそのまま続けているため、市の補助金を財源にせざるを得ないこととなっています。これは指摘をしておいてください。

(委員) 少年を守る会への支出については結局、各団体の実情に任せることとなっているために、今のように状態になってるっていう事でしょうか。こちらから補助金を出す以上、例えば必要とされる目的も、やっぱり時代によって変わってくるので、先ほどのSNSの問題もありましたし、これに使ってくださいとルールを決めるなどされたらいいのかなと思います。毎年毎年、役員さんも変わるのでちょっと大変だとは思いますが、これに使ってくださいというものがあれば、各会もそれに合致するように考えて、お金を使っていくような形になるかなと思います。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ① 令和4年度を目途にコミュニティスクール推進事業助成金とのすみ分けなど整理すること
- ② スポーツ少年団事業スキームの見直しを検証すること

### 幼児保育課 補助金－1 保育対策総合支援事業費補助金（保育補助者雇上強化事業）

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成30年度から、民間保育所等で勤務する保育士の負担軽減、及び離職防止を図ることを目的に交付しているものであります。

なお、この国庫補助金は、平成28年度から開始されたわけですが、平成30年度から要件緩和、具体的には、補助額の増額に加え、保育補助者の要件が「子育て支援員研修などの必要な研修を受講した者」から「保育園等での実習を修了した者」とされたため、民間保育所等へヒアリングを行った結果、ニーズが高いことが判明したため、実施しているものであります。現在では、この補助金を活用した保育補助者の雇上げにより、保育士の負担が軽減され、その効果が確認されており、今後においても保育士の離職防止につながり、半田市の待機児童解消の受け皿になると考えています。なお、令和3年度の協議額については、愛知県の「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」における「保育補助者雇上強化事業」の規定に基づいており、積算根拠等については、補助金等執行協議書に記載のとおりですが、各園の補助基準額は、各々の定員数に応じて、その金額が定め

られています。保育補助者については人数の制限はなく、記載の人数は、各園から聞き取った来年度の採用予定人数となっています。各園への交付については、四半期ごとに実績に応じて申請を受付け、提出された給与明細などの書類を確認後、支払いを行っています。この補助金の負担割合については、国3/4、県1/8、市1/8となっており、各年度末に愛知県に事業実績を報告し、国の負担割合を含めた、県からの交付決定を受けています。担当課からの説明は以上です。

#### 【質 疑】

(委 員) 架空請求がないかということでお聞きしますが、雇い上げられている方が実際に在籍されているかということは把握されているのですよね。

(担当課) 給与明細や台帳等、必要なものは提出していただき、しっかり確認しています。

(委 員) 保育士の補助を行う者を雇いあげる際の補助ということで、子育て支援員の研修・実習を行った方であれば、保育士の資格を持たなくてもよいとのことですが、この研修期間と実習日数を教えてください。

(担当課) 把握しておりません。

(委 員) 先ほどの説明の中で、保育士の離職防止を図るとおっしゃいましたが、離職率は把握されてますか。

(担当課) 具体的に何%という数字まで把握はしていませんが、例えば公立園では臨時職員については、入れ替りがかなり激しくて、毎月ではないものの、多くの方が辞めてしまう状況ではあります。

(委 員) 協議額の積算基礎となっている5つの保育園での保育補助者数の見込みについて、例えば令和2年度に入られた方の雇用が続いている場合、カウントされていないのですか。

(担当課) 継続されている方の分も入っています。この制度を使って雇い上げている方については変更がなく、平成30年度から同じ方の分を補助しています。半田同胞園保育所では、平成30年度は1人の方を雇い上げ、令和元年度から2人雇い上げているという経緯はございますが、他の園では同じ方を引き続き雇い上げられています。

(委 員) 毎年同じ人の分を支出しているのですよね。それでは、新しい方を保育補助者として雇用する場合は、また追加になっていくということですか。

(担当課) 各園にお支払いする基準額の上限はありますが、この範囲内であれば、人数の制限はありません。

- (委員) この方たちの雇用形態はいかがですか。正規雇用ではなく、俗に言う130万円枠とか、103万円枠という形で働いてる方ということでしょうか。
- (担当課) その130万円枠、103万円枠というところまで、市が指定してるものではないですが、園に聞いてみますと、保育補助のため、大体1日4～5時間ぐらいの短時間勤務の方となっています。
- (委員) 資料19ページの協議書右下に記載の補助基本額についてですが、半田同胞園保育所は定員121人以上なので約450万円で、住吉こども園は121人未満なので、226万円となっています。同じ雇用人数ですが、金額が違うのは、この園に定員の違いがあるということですか。
- (担当課) 資料ではっきりとわかりにくく申し訳ございませんが、半田同胞園保育所だけが定員280人で121人以上の定員であり、その他は全て121人未満ということになり、その補助基本額は226万4千円となります。
- (委員) これを何人で分けようかというのは、先ほど話のあった扶養の範囲内で働きたい方が多ければ何人で分けてもらってもいいという制度ですね。
- (担当課) はい、枠だけが決まっているということです。
- (委員) 資料45ページに令和元年度の精算書がありますが、総事業費は7,963,282円で、今回の協議額は13,584,000円ということですが、市の予算上かなり不用額が出るのですよね。
- (担当課) 協議額としては、最大の金額を計上しています。ただ、実際には四半期ごとに実績に基づいて支払いますので、実績金額はこれを下回るような形となります。
- (委員) この協議額の設定の仕方は、決算から見たときに妥当でしょうか。
- (担当課) 今まで採用する各園の事情があるものですから、1人だったり、短時間であったりということで、基本額に達しない実績となっていますが、保育園が満額に近い形で雇用することとなった場合に備えて、金額を積み上げて計上するようにしています。
- (委員) 令和元年度はこうした状況でしたが平成30年度の実績はどうですか。
- (担当課) 資料20ページですが、550万円という実績となっています。
- (委員) しっかりと雇用形態の予測を各園から聴取すれば、ある程度の見込みも立てられるのではないですか。もうすこし厳密にやってもいいのではないのでしょうか。

(委員) 1番最初にお聞きした離職率などが、そこにつながってくると思うのですが、人を集めていくのがなかなか難しく、あらゆる業界で雇用に関する悩みがあります。例えば、介護保険事業所ではICT化を進めるよう国から言われており、このコロナ禍の機会を好機ととらえて、抜本的に改革しようということでソフトウェアを導入する事業所もあります。関連してお聞きしますが、保育園のICT化はどのくらい進んでいるのでしょうか。

(担当課) 民間保育所について言えば、ICTを導入している園もありますが、公立についてはまだ進めておりません。実際の効果なども見極めながら考えていくこととしています。

(委員) 保育園の先生の手間を省く意味でもICTの活用は大きな意味があると思っています。人間の手で行わなければならないところは、これまでどおりしっかり関わっていただいて、機器で代替できる部分については、それに頼っていくことで人件費も削減でき、効率化が図れるのではないのでしょうか。そのあたりも考えていかれるといいと思います。

#### 【審査結果】保 留：B（理由等）

補助金の妥当性は認めるが、過去2年の実績から過大な協議額と言わざるを得なく、各園の聞き取りを行い実態に即した協議額として再度審査を受けること

#### 【庁内委員審査（10月16日開催）にて再審査】

承認：A1（指示事項）

各園に状況確認した結果12,189千円を協議額とし再協議の結果、同額にて承認する。

### 市民協働課 交付金－1 自治振興費交付金

#### 【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この交付金は、市内で組織されている42の自治区の活動を推進し、地域住民の福祉の増進を図るため毎年交付しているものです。今年度は、コロナで中止された親睦行事等が多くありますが、各自治区は、この交付金その他、区費、市から支払われる行政事務委託費、資源回収報奨金等を財源に、夏祭り、運動会、敬老会、区民展などのイベントを開催し、地域の親睦を図るよう努めています。現時点においても、コロナの影響がいつまで続くか見通せない状況ではありますが、本年度からは、今後、迎える地域の少子高齢化、人口減少社会への対応として、



小学校区を単位とした地域コミュニティの構築に向けた取り組みを始めています。この新たな小学校区コミュニティ構築への支援を完了する令和5年度までは、その組織のメンバーとなる自治区に対し、安定した自治区運営ができるよう、また、地域での活動が衰退しないよう現行の制度を維持し支援していく必要があると考えています。協議額は、人口割により算定しており、基準日となる10月1日の人口が昨年度より減少しているため、195,000円の減少となっています。なお、この交付金は、平成29年度に算定方法を世帯割から人口割に変更しており、これにより大幅な減額が生じた自治区に対しては、緩和措置を適用することとしています。資料の51ページは各自治区への交付額の一覧となりますが、この表の中で※印のある乙川7区、鴻ノ松区がこの対象となっています。担当課からの説明は以上です。

#### 【質 疑】

(委 員) コロナの影響で、各地区の夏祭りや敬老会などが取りやめになったところが多いと思いますが、来年も同じ額を交付されるおつもりですか。というのも、資料52ページの事業実績一覧を見ると、令和2年度への繰越額が全部で4,900万円ありますよね。さらに、今年度は夏祭りもやめるとなるともう少し増えると思います。それでもまた来年、同じ金額が必要であることの理由を教えてくださいと思います。

(担当課) 先ほどイベントが中心になったということは説明させていただいたところですが、一方で、歳入の方も減っています。自治区は資源回収など積極的に取り組んでいただけていますが、コロナ禍でそういった活動が出来ておらず収入が減っているとも伺っております。また、区民館などの貸館業務をやっている自治区もありますが、この収入もコロナの関係で今年度の前半はなかったと聞いており、大きく繰越金が増えることはないと思っております。来年コロナ禍から回復したときに安定した運営ができるように、同じ金額を交付していきたいと思っております。それから、繰越金には区によって大きな差がありますが、区によっては、区民館がかなり古くなっており、これを修繕するために積立てたりする区もあります。このような状況から繰越金が多いからということで、額を変更するのではなく、現行の算定方法でいきたいと思っております。

(委 員) 繰越金についてですが、それぞれの区がどれくらい増えるか見立てはあるのですか。

(担当課) 現時点において見積もってはおりません。区長さんには、会議の中で、

これまで予算がなかったから出来なかった事業や、コロナ禍の中でも、できる事業を工夫してやってくださいと改めてお願いをしたところ。一部の区では、いつも集まって行っていたウォーキングをスタンプラリーのような形に変更して実施するなど、いろいろ工夫し、事業が実施されています。繰越金がいともより増えるとは思っていますが、各区はこの金額を見込んで予算を組んでいますので、担当課としては現状のまま、自治振興費を交付したいと思っています。

(委員) 資料5 2 ページの右端に1, 700万円の積立金とあるのですが、繰越額の4, 900万円とはまた別ですか。

(担当課) 自治区によっては、積立金を別の予算として積み立てているところもあれば、同じ予算の中でやっているところもあります。積立金として記載のある自治区は、別の予算を設けて、明確に会計処理をしている区となります。

(委員) 自治振興費で市が補助している金額よりも、繰越金の方が多い自治区がたくさんあります。別途積立てをしているところで、尚且つ、繰越金が多いということも結構見受けられますが、お金を持て余しているのではないですか。補助金が過多になっているのではないのでしょうか。補助金より繰越金が多いということは、感覚的には理解し難いですがいかがですか。

(担当課) 繰越金が発生する原因についてですが、例えば区費も統一的な区費ではなくて、自治区ごとにばらばらな状況です。繰越金を減らそうと思えば、区費を減らしていけば直ぐに繰越金を消費できるという面もありますが、自治振興費は個別に交付しているのではなく、全区に平等に交付するという考えの中で、多いところに合わせて交付するか、少ないところに合わせて交付するかという判断は難しい所があります。例えば中村区は、歳入における繰越金の占める割合が66.7%で、72万8,211円が繰越金となっていますが、今年度防犯カメラを設置するということで、この金額は執行予定となっています。私たちとしては繰越金が多いかどうかということではなく、毎年事業を適正にやっていただいているかというところで判断していますので、これまでやってきた事業が継続的にやっていけるかという点で見ていきたいと思えます。

(委員) いただいた資料では単年度分しかありませんが、継続的に見たときに、繰越金が年度ごとにずっと増えてきていることはありませんか。

(担当課) 大きく増えているところはありません。

(委員) それはしっかりと確認がとれていますか。

(担当課) 過去3年間のものを継続的に見ていますが、右肩上がりが増えてきている自治区はありません。ある程度上下はしますが、大体同じような水準です。

(委員) ということは、繰越金が増えていっても、どこかの年度で特異な支出が出ているということですか。それは把握出来ていますか。

(担当課) 繰越金が多くなってきても、区民館の改修などで大きな予算が使われることなどがあります。

(委員) トータルで見ても、市から4,400万円の補助金が出ていて、繰越金が4,900万円というのは異常に見えます。見方によれば、市からの補助が全部繰越しになっている様に見えてしまいます。

(担当課) 各区の会計のやり方もありますので、見込めないところもありますが、例えば本来であれば基金に積み立てなければいけないものもこの中に含まれています。確かに数字だけを見れば委員のおっしゃるようなお考えは当然だと思いますが、実際には基金として積立てて、今の1,700万円に上乗せしていくようなところもありますので、見た目と現実とが違うことがあります。区長さんにも今の状況をお伺いしましたが、区によってまちまちで、例えば、人数が少ないところは、今の予算では、余裕がないというところもあります。また、実際にこの繰越金の一部は、区費が集まったり、支給されるまでの運転資金となっている自治区もあります。一律交付の中で、裕福な自治区に合わせていくと、財源のない自治区は弱っていきますし、あくまで私たちとしては1番弱い方に合わせた形で交付させていただいています。

(委員) 一律で360円とするからその悩みになると思います。人数が少なくて厳しいところと、人数が多くて裕福にやっているところとは、補助金の考え方を変えていいのではないですか。単価を変えたらいけないのですか。

(担当課) その辺りは、入りの部分の話のなかで、このお金以外にも資源回収などからもらえるお金なんかもあって、ここを一生懸命やれば、だんだん繰越しが増えていき、怠ればどんどんお金が減っていつてしまう、このバランスを考えると、その単価を変えていくということは、難しいのかなと思っています。

(委員長) 実は自治区の問題もここ数年かなり踏み込んで議論をしています。自治区という名前のおり、自治ですから行政は口を挟まないとしてきた歴史があります。その結果、顕著にあらわれたのは区費の差です。わかりやすい数字で言いますと、ある地区は会費が1年間2,000

円で、ある地区は、1年間に1万円といった状況が出ていますが、この差が出たのも、この50年間の中で、資源回収も一つですし、さらには、公共施設の用地が区の所有地で市からお金をもらっているところもあるなど、財源に差があることによります。財源があるため少ない自治区費でも十分に運営できる場所もあれば、財源がないために区費を高くしなければならない場所もあります。補助を一律ではなくするのは、この区費がほぼ同等の段階になったときに導入されるべきだと考えています。今のように差が開いている状況で差をつけると、補助を減らされないために区費を安くするといったことが起きてしまうことも危惧され、まずは区費を同じようなレベルにできる状況をしっかり作ってから、この補助金に対する考え方を作らないといけないと思っています。財政基盤がばらばらの中で、一気にここを見直すと、ある裕福な区は全然影響がなく問題ないのですが、本当に財政が厳しい状況でやっている区は、自治区の運営すらうまくいかななくなる恐れもあります。色々な議論があった中で、取りあえずは、平成29年度に世帯ごとで算定していたものを1人あたり幾らとして算定することとしています。また、半田市には42の自治区があるのですが、この自治区という単位で行ってきた活動を、小学校区というコミュニティの基盤を単位に行っていけないかということ働きかけているところです。歴史がある話ですので、様々なご意見があるところですが、こうすることで、地域の祭りなどの行事の合理化ですとか、青パトの負担軽減なども図れますし、いろいろなものが効率化されるのではないかと思います。また、人口が今後減っていく中で、活動人員の確保も容易になるメリットもあります。ただこの変化を、行政がここに来て急激に強く引っ張るとするのは、自治区にとっても、なかなか受入れ難い話になろうかと思っておりますので少しずつ時間をかけて、この自治区の在り方を変化させていこうという努力をしているところです。繰り返しになりますが、区によって状況が一律だったら、一つのやり方で問題はありますが、50年間委ねてきた結果として、ばらばらとなった状況がありますので、そこを少し整理してからでないと、本格的に踏み込み、見直すというのはなかなか難しいかなというところが庁内で議論されています。一方で自治区の理事会の皆さんもほぼ、方向性としては同じような方向性を示していただいています。少し時間がかかってしまうとは思いますが、財産だとかそういうことを除いた部分は、自治区ではなくて、小学校のコミュニティの形ができればそちらで維持出来ていく。財

産を持ってない区は、現状の自治区の枠組みにこだわる理由がなくなってくるので、統合するような動きが出てくると思います。ただ、区が小学校区をまたいでいる自治区については、この整理の中でも色々な議論をしていかななくてはいけないと思います。従来の当たり前だと思っていた自治区の在り方を、こうした形で新しいコミュニティに変化させていきたいという構想を半田市は持っています。

(委員) 各個人の負担を平準化していく手段の一つとして、新たな大きなコミュニティを作り、いわゆる区の統廃合なども行っていますが、難しさもあるので、少しずつ変化をさせていこうということですね。もちろん、これ無しには平準化は出来ないから、この金額の一律の見直しも難しいということですね。

(担当課) その通りです。一気に減らしてしまうのは難しいかと思います。平成29年度に、算定方法を変えたときには、額も落としていますので、なるべく変化の幅が大きくならないように少しずつ、総額が膨らまない方向で誘導していつてはいます。また、お金の流れ自体についても変化させることができるかなと思っています。例えば、亀崎は小学校区でのコミュニティができていて、いくつかの自治区がコミュニティを運営していくときには、自治区がもらったお金をコミュニティに対して支出するような形を取っています。しかし、将来的には小学校区のコミュニティがきちんと構築されてきて機能も充実すれば、そのお金自体も、市がコミュニティに支払い、そこから各地区に分配をしていくなど、その地域の実情に応じて、こうしたことも今後考えていきたいと思っています。

(委員) そういう形ができれば、今はそれこそ介護だとか、青少年の健全育成だとか、いろいろなところからお金を入れています、一括でやれますか。

(担当課) はい、全てが小学校区単位で動いていただけるような構図であれば、それらも合理化できるのではないかと考えています。

(委員) 区に入っていない人がいることも問題視されていると思うのでお聞きします。区の数で算定して支出しているとのことでしたが、区に入らない人の分も含まれていますか。

(担当課) 含まれています。区に加入されていない方に対しては、自治区への加入を促すようにしてもらっています。イベントで地域の人を呼び込む中で、加入してもらえようPRのお願いもしております。もちろん皆さんに加入していただけることが最も望ましいのですが、こうした取り組みをしていただくため、個人に対しては、区への加入に関

係なく、市として負担をしていくという考え方をしています。

(委員) 区に加入していない方がごみ当番をしないにもかかわらずごみを当然のように捨てているなどの現実もあります。区費を払っている人からすると、区に加入していない方への思いはいろいろなものがあると思います。しかし、その方の分も補助として支払われるということに多少の違和感があります。

(担当課) 今から小学校区といったコミュニティで子どもたちを中心に考えていくときに、区費を払ってない世帯のお子さんに対し、区費を払っていないことを理由に行事等への参加を断ることはできないと思います。逆に、そういった方に来てもらって、子どもたちも参加しているので、区に入らなくてはいけないと思ってもらえるようなアプローチの方法を考えたいと思います。

(委員) 今の若い人たちの考え方は昔と異なって、地域との結びつきのようなものにドライになっているように感じます。払う意義のようなものも理解していただけていないことも原因かと思います。赤い羽根の募金や赤十字の募金なども支払う方が減ってきているのではないのでしょうか。そのような若い世代の方たちに、そうしたアプローチ方法ではまだ足りないのではないかなと思います。

(担当課) 区に加入してもらおうように、イベントなどで工夫を凝らしているところもあります。例えばこの夏のイベントであった例ですが、区に加入している人には、抽選会の抽選券を配りますが、未加入世帯には配らないことで、差別化を図っています。また、模擬店が出ているところでは、区に入っている世帯限定で事前に金券を配るなど、子どもの目線から、区に加入してもらえないようにならないかと考えてやっているところではあります。

(委員) 見直しをするのであれば、いつまでなど、ある程度目途をつけていただけるといいかなと思います。

(担当課) 市が地域に対し、積極的に小学校区単位で活動いただくように働きかけていくことを3年間予定しています。現状では小学校区コミュニティが出来ていない自治区に対して、小学校区単位の必要性について説明をさせていただいており、今後のステップアップに繋がっていきたくて考えていきます。

(委員) 総合計画を策定されていると思いますが、これらの構想は、その中にも落とし込んでいますか。

(担当課) 総合計画の中に書かれています。本日の議論にあったような表現は使っていないのですが、全体的に、新しい小学校区単位のコミュニティを

核として事業を進めていきたいと思いますということはかなり色濃く出してあります。

(委員) その期間で、答えを導けるようにして行ってください。

(担当課) 亀崎地区など小学校区コミュニティで活動いただいている地域もありますが、一方で地域の事情もあり、今後、協議を進めていかなければならない地域もあります。実際にお話を聞きますと、総論としては理解いただけていますが、細かいところで、地区をまとめていろいろなことをやっていると、例えば、盆踊りひとつをとっても、これまでは音楽が聞こえてこれば少し顔を出していただいていた高齢者の方も、距離が離れてしまうと足が遠のいてしまうかもしれないということや、今までやってきたOBの方たちに理解いただく必要があったりなど、様々な課題があるとのことですので、それらをひとつずつ解決しながらやっていきたいと思っています。

**【審査結果】承認：A1（指示事項）**

自治振興の推進に向け、市の施策に誘導できる仕組みなど、時代に即した事業展開を引き続き検討していくこと

**市民協働課 補助金－1 男女共同参画社会推進事業補助金**

**【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）**

本市の第2次半田市男女共同参画推進計画の中には、施策として「男女共同参画講座の開催」が設けられており、また、それに関係する指標として「男女共同参画講座への参加者数」や「男女共同参画推進のための事業を実施する団体数」が設定されており、この補助金は、これらの進捗を図るため、男女共同参画に資する団体の事業に対し補助を行っているものです。

ここ数年は、団体数、事業数とも目標を達成できていませんが、多くの団体が様々な角度から男女共同参画の推進に資する事業を実施しており、これにより市民が男女共同参画という難しいテーマを学ぶきっかけ作りや男女共同参画への理解を深める機会を継続し提供できていると考えています。協議額は、コロナの影響がいつまで続くか見通せない状況ではありますが、「男女共同参画推進のための事業を実施する団体数」は、第2次の推進計画の指標となっており、過去の実績から見込んだ団体数と事業数により、令和2年度と同額を計上しています。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

- (委 員) 追加資料の一覧表の5番が中止となっていますが、この中止した事業は、令和2年に実施予定であった事業ということですか。
- (担当課) 令和元年度末に実施する予定でした。コロナの関係で最終的にこちらから中止をお願いし、中止していただきました。
- (委 員) 協議書に記載の、成果の推移における実績値は、4団体7事業となっていますが、6事業ということですか。
- (担当課) 中止にはなりましたが、準備までやっていただいております。支出も発生していたため算定に入れています。
- (委 員) 市民活動助成金との違いは何でしょうか。
- (担当課) こちらは男女共同参画に関する事業に絞った助成金となります。団体から提案いただいた内容を各課等で審査して、男女共同参画に資するものであり、計画に沿った事業であれば、採択し、実施していただいております。回数などの制限は特にありませんが、毎年同じ事業ではなく、違うものをやっていただきたいという思いがあります。
- (委 員) 同じ事業にずっと補助を出し続けている訳ではないということですね。
- (担当課) その通りです。1団体が2つの事業を実施したりはしていますが、テーマとしては別のものとなっています。
- (委 員) 平成31年度の補助金事業一覧にある男女共同参画推進会議の広報事業と、資料57ページの令和2年度の事業一覧にあるものは、同じテーマに見えますがこれはどうですか。
- (担当課) タイトルは変わっていないのですが、内容が異なっていたため、採択しました。
- (委 員) 内容が違うのですね。わかりました。補助団体のなかには、市民活動助成金にも手を挙げてきてくれる団体があると思います。市民活動助成金とこちらの補助金の両方で補助の対象となっているようなことは起こっていませんか。
- (担当課) 市民活動助成金での事業と内容が被るものであれば補助の対象としませんが、行う事業の内容が別のものであり、補助金の趣旨に合致したものであれば対象となります。
- (委 員) 事業が両方の補助の対象になることはありませんが、団体として見ると双方から補助を受けることはあるということですね。それでは、どちらの補助をどちらで申請するという整理はどうしているのですか。この資料に記載の事業は、市民活動助成金で申請してもいいように思えるものもありますが。



- (担当課) 事業の継続性という点で整理をしています。市民活動助成金というのは基本的には同じ事業を続けてやっていただきますが、当補助金は、色々なテーマを市民の方に提供したいという考えがあるため、基本的には単年度事業で考えています。
- (委員) 市民活動助成金とは補助率が違うと思いますが、こちらの補助金では補助率を変えて、優遇してるということですか。
- (担当課) こちらの意図する事業をやってくださいということで補助していることも、市民活動助成金とは違うところです。予算の範囲となりますが当補助金は10割の補助としています。
- (委員) 男女共同参画を推進してくれる団体は、何団体いるか把握されてますか。
- (担当課) 半田市の男女共同参画の推進になるということであれば、市内だけでなく市外の団体も補助の対象としています。全体の団体数としては把握しておりません。団体で判断して補助対象とするかというよりも、その団体がどのような事業を行うかという点で考えています。
- (委員) 例えば、知多5市5町で、大規模な推進活動をするということであれば、対象となりますか。
- (担当課) 対象となりません。半田市民に対して実施するものを対象としています。
- (委員) 資料57ページの補助対象事業一覧表にあるハンドメイドスマイルクラブが実施した日本の味伝承事業ですが、これも男女共同参画に関係するものでしょうか。
- (担当課) 男女共同参画推進計画のなかには、食育に関するものも含まれています。
- (委員) 同じ資料の講座「男子厨房にはいろう！」などであれば理解できますが、これはどういった整理をされているのですか。
- (担当課) 採択する際には、計画の中で規定する所管課における審査を経ていますが、これについては、審査上の問題もなく、計画に沿ったものが達成できるかを確認しています。男女共同参画推進計画は対象とする範囲が広いため、中には直接的に結びつかない事業もあります。
- (委員) 補助金事業の趣旨を教えてくださいたいのですが、これは具体的に何を目的としていますか。何が問題だと認識されてこの事業をやっているのですか。
- (担当課) 男女平等な社会というものが、日本では進んでいない部分となります。男女共同参画推進計画を掲げて事業を実施する中でこうした意識を変えていただきたいと思います。

- (委員) 男性が対象という考え方になるのですか。
- (担当課) 男性だけを対象としたり、女性のみを対象としたりするなどの考えはありません。
- (委員) いただいた資料中には参加人数の合計しか書いてありませんが、参加した人の男女比はわかりますか。
- (担当課) そこまでは把握しておりません。
- (委員) 女性ばかりが参加しているようなことはありませんか。
- (担当課) 実態として、比較的女性が多いとは思いますが。また、小さい頃から意識を持ってもらおうということで、子どもに対する講座なども行っていますが、男性限定だとか女性限定だとか、そうした考えはありません。
- (委員) それで事業の目的は達成できるのですか。
- (担当課) 対象を限定するなど、そこまで踏み込んだことをしなくても、講座などを受けた方がご家庭のなかで、そういった話をしてもらっただけでも意識改革につながりますし、そういった意味で事業の目的は達成できると考えています。
- (委員) 補助の開始時点では、男女共同参画に関する問題も社会的なものとなったように思いますが、現代ではジェンダーフリーといった観点も持たれるようになってきたり、社会の変化はこれまでも色々ありました。
- (委員) 社会の変化も考慮していかなくてはならないと考えています。また最近では、年齢層によって感覚に大きな違いが生じていると思います。若い方などは家事などをやったり、こうした感覚も持ち合わせた方も増えているように思えます。
- (委員) 男女共同参画というと少し抽象的で中身が見えにくいですね。
- (担当課) 男女共同参画という言葉もかたい表現であったりしますので、講座を受けてもらう中で、男女共同参画とは、こういうことを言っているんだとか、こうしたことも該当するんだ、ということを理解してもらいたいと思っています。
- (委員) 他の自治体もこのような補助をしているのでしょうか。時代の変化の中で、男女共同参画に対する考えも変わってきていませんか。
- (担当課) 女性が働きやすい社会などは、社会が平等となっていることがベースで、その上で女性がしっかり働けることを考えていくような方向となっています。
- (委員) 第3次の男女共同参画推進計画はいつ策定されるのですか。
- (担当課) いまアンケートを実施して資料を集めていますので、これを基に令和3年度に策定する予定です。県の計画が本年度策定されますので、こ

れを踏まえて策定していくこととしています。

(委員) 内容としては変わるのですか。

(担当課) 女性の働き方に関することなどがもっと前面に出てくるような計画になると思います。

(委員) 事業成果指標には、計画に掲げる目標指数として、団体数と事業数が記載していますが、最終的には、団体数を増やしたいということですか。

(担当課) 多くの団体に様々な事業をやっていただきたいと思っています。新しい団体が出てくることはもちろん望ましいですが、活動いただける団体には様々な事業を実施いただいて、事業の目的達成に向かっていきたいと考えています。

(委員) 新しい計画になるタイミングで、事業の枠組みを見直そうという考えはないのですか。時代の変化もあったりするなかで、見直すには絶好の機会だと思います。

(担当課) 時代に合った講座という点で、もう少しテーマを絞るなど考えてかなければならないと思っています。男女平等というベースのところの講座をどれだけやっていくかということはあると思いますが、今回のアンケート結果で、男女共同参画がある程度浸透してきていることが分かれば、次のステップに向かった講座の実施などを検討していきたいと思います。また、今回のアンケートは、各年代層から同程度の割合で回答が返ってきており、広く意見を拾うことができますので、それを参考にターゲットを絞った事業展開を考えていきたいと思っています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

時代のニーズに合った事業展開が図られるよう常に検討していくこと

### **防災交通課 助成金－1 安心・安全なまちづくり助成金**

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、自治区における防災・防犯活動を促進し、地域住民が安心・安全に過ごせる地域づくりの推進のために、平成19年度より交付しているものです。

地域によって、防災・防犯に関する課題は異なるため、より地域のニーズに直結した防災・防犯活動が行えるよう、補助対象は、防災資機材購入費や防犯パトロール車の整備費用など、多岐にわたります。本事業の開始後、各地域において

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識が高まり、防災活動では、要配慮者避難用リヤカーやトイレ用資機材など防災備蓄の充実が図られ、防犯活動では、青色防犯パトロール隊の登録増加など、その効果を確認しております。

大規模災害発生の初動時には、自治区の活動がとても重要になることや、防犯の要は、地域の目が最も重要であり、その活動を幅広く支援することが、安心・安全なまちづくりに直結することから、継続的な交付が必要と考えております。また、協議額につきましては、令和3年度は、人口割の部分で、人口が微減していることから、昨年度に比べ、2万4千円の減額となっています。その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。担当課からの説明は以上です。

#### 【質 疑】

(委 員) 受け取る側は、先に審査した自治振興費補助金の補助対象である自治区そのものですね。補助を出す方は所管が違うので、理由や目的がありそれぞれ出しているのですが、受け取り側から見ると、同じように受け取っているのですよね。受け取り側は、両方から降りてくるお金の使い分けができているのでしょうか。また、それをどのように検証されているのでしょうか。先ほど青パトの話がありましたが、両方から補助が出ているならば、一本化してもいいのではないかと思いますがいかがですか。

(担当課) おっしゃるとおり受け取り側からすると、やはり事務も一つ手間が増えてしまうような形になるので、一本化というような声も出ていることは私も聞いています。しかし、補助金を出す側からすると、例えばこれが一緒に自治区に出た場合に、結果的に、防災のためにどれだけ使われているかといった部分が検証しづらくなってしまう懸念があります。防災のために予算を用意したものが、有効に使われていないということになるおそれもあるため、所管課で対応とさせていただいているところがあります。ただ、実際に申請するときどっちの補助とすべきかというところは、やっぱり自治区も悩まれるところがあるものですから、我々も事前に、こういったものに使えますよというところで説明させていただいています。しかし、それでもなかなか悩まれているものですから、悩まれたときにはすぐに相談してもらっています。例えば、備品を購入した場合は、その使い方によってどちらにでもとれる場合もありますので、必要に応じて市民協働課にも一緒に入ってもらって、話をする中でどちらで申請すべきか

を決めてもらうようにしています。

(委員) そうであれば、なおさら一本化されたらどちらか悩まれることもないかと思います。交付するときに、例えば防災にこれだけのお金を使ってくださいよって条件をつけるなどすれば、一本化できるんじゃないですか。

(委員長) これまでの経緯として、自治振興費一本だったものを分けています。今までは、自治区に対して交付したお金で何にでも使ってもいいという話だったのですが、後に、阪神淡路大震災などを受けて、防災に対して自治区で一定の体制や備えをしてほしいということをお願いするのですが、その強弱がはっきりと示せないことがありました。自治振興費の中で増額だけしたようでは、強く意識したところはたくさん投入してくれますし、意識の低いところはなかなかそうはいきません。こうしたことがあったため、わざわざ切り離して、安全安心のためにこれだけのものを自治区として使ってほしいということで、防災関係で補助金を持っています。曖昧なところは確かにありますが、こうすることで自治区の中でもこのお金は防災に入れなくちゃいけないという視点で発想を持ってもらえるようなことが起こってきます。この補助金等判定会議の中でも、運営費という形で大きくお金を出すのではなくて、事業目的をしっかりと示して、その事業目的に沿った使い方をしてもらうような思考で審査しているところがあります。その思考のとり方もいろいろあるかと思いますが、今の発想としては、防災なり安全安心、防犯なりに使ってもらうということを縛ることによって、防災に対する一定の投資が担保されることとなりますので、ご指摘のように、自治振興費の中に戻してしまうと、さらに投入してくれる自治区もあるかもしれませんが、自治区の中に防災意識が根づいていかないというところがありますので、事業目的を持った形でやっています。また、誤解がないように申し上げますと、自治区には委託料も払ってます。これは何かというと、市報を配っていただいたり、要介護者の名簿を作ってもらうことや、自治区へ加入をしてもらうなどのことに対して、支払っている現状があります。

(委員) 自治区にはこの補助金と自治振興費と委託料とが入っていて、使い分けているのですね。そうすると受けるのは大変ですね。

(担当課) 受ける側は大変だというのは少しあるかと思います。

(委員) 自治振興費の方で補助金を出したものと、この補助金に申請があったもので、重なっていないかというチェックは出来ているのですか。

- (担当課) 自治振興費の方でもっと拡充してやってもらう分には問題ありません。また、この補助金についても目的外に使用していないかチェックはしています。
- (委員) 資料6 1 ページの事業成果の推移の中で、令和元年度だけ4 1 区ということは、1 区拒否したのですか。
- (担当課) この自治区に関しては、毎年防災訓練をしたときにこの補助金を使うこととしていましたが、台風の影響で防災訓練ができなかったため執行できなかったことが原因です。しかし、私どもも、ほかの資機材の購入などに使わないかということはお話しましたが、結果として今年度は使う予定の用途がたたないということで申請に至りませんでした。
- (委員) 防災訓練に出ると配布されるおかゆや五目御飯などは、この補助金から出ているのですか。
- (担当課) 自治区によってもいろいろありますが、そうしているところもあります。
- (委員) 防災交通課の備蓄してるものを期限が近くなったから配布していると思っていましたが、地区によっては、このお金から出してるところもあるのですね。
- (担当課) 市からの期限切れの備蓄品が多いです。この補助金を活用して購入した自治区は、自らの区で備蓄する方が多いとは思いますが。
- (委員) ここ数年で各自治区から、いろいろなものが大体整備出来てきて、もう補助は不要ですといった声はありませんか。
- (担当課) そういう声は聞いてはないのですが、数ある防災への備えの中で次に何を補助に充てていこうかという検討に関する相談は結構あります。
- (委員) お金がもらえるので、それに合わせて実績をつくるために何かやらないといけないといった本末転倒な形にはなっておらず、しっかり機能してるということですね。
- (担当課) 例えば、防犯の方で青パトを導入するとどうしても自治区の負担がかかるものですから、逆にもう少したくさん出していただけないでしょうかというところもあります。
- (委員) 大規模災害のときに、地域でどれだけ初動ができるかがポイントだと仰っていましたが、機材とかをそろえていくのに、どこにどの機材があって、どこの地域にどの機材が少ないなどの情報提供や、簡易トイレなどを設置したほうがいいのかといったアドバイスは、市からされているのですか。
- (担当課) この補助金に関してというわけではありませんが、自治区が自主防災

会の形で訓練の計画を立てる際にはいろいろ相談させていただいて、次はこういう訓練をやったらどうでしょうかですとか、こうした資機材が必要になってますよねっていうのは、個別にはご相談させていただいています。

(委員) 青パトを今のまま42自治区が、それぞれ車両を準備して、狭い区域内だけを回るような枠組みで助成金を出し続けると車両維持経費などだけが大きなウエイトを占めるようなことになってしまうのではないかと考えています。青パトは、例えば小学校区で合同でやっていただくような働きかけをすれば、今青パトを持っているところの経費も落とせるのではないのでしょうか。今のように青パトをやってくださいと単純に言い続けてこうした経費が増えてくることに対して、少し問題意識を持ったほうがいいと思いますが、何か考え方はありますか。

(担当課) 我々主導ではなかったのですが、半田小学校区は、実は小学校区で今年からやろうということにシフトしています。こうしたところもありますから、今のお話も踏まえて、今後の自治区に、負担感や懸念点をお聞きしながら、一緒にやれるような区域があるのであれば投げかけもしていこうかなと思います。やっぱり自治区の負担は非常に大きいと思いますので、やっぱり効率的にやれるような方法で、きちんと安全安心が守られていくような制度ができるのであれば、そういった形でシフトしていくことは我々として考えたいです。

(委員) 青パト自体の効果に関しては、色々なご意見もあることだと思いますが、今はもっと便利な機器があると思うので、例えば防犯カメラを設置していくことで抑止効果を狙うなどいろいろな考え方があっていいのではないかなと思います。機器で置き換えた分、人はもっと違うところで活動するなど、考え方をもう少し変えていってもらって時代に合った形になるのではないのでしょうか。

(担当課) 防犯カメラに関しては、自治区が設置される防犯カメラについての補助金制度がございます。それは平成29年から始まって、少しずつついてきている状況ではあります。こちらのほうも防犯の観点から活用していただきながら、地域における防犯力は高めていきたいと考えています。

(委員) 事件の捜査にも個人宅の防犯カメラを警察が活用することもありますし、市が率先して、そうした補助をやっていければ、この安全安心なまちづくりが推進できるのだと思います。

(担当課) 固定の防犯カメラだけではなく、車についているドライブレコーダー

も非常に有効でありまして、これについては今年の9月から、市民の方や半田市に勤めてみえる方を対象に半田ドラレコ隊というものを作成しました。メールアドレスを登録していただいて、警察から我々に情報提供の依頼がありますので、その内容を登録いただいている方に市から送らせてもらい、もしその時間帯に通ったという記憶があれば警察に連絡してもらい、警察とやり取りしてもらおう仕組みになっています。

(委員) それはぜひPRしていただくといいですね。

(担当課) いまPRさせていただいており、自治区に対しても、地域担当職員にも周知していただいているところです。

#### 【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ① 自治区へ各課が交付している支出状況（補助や委託）を可視化し合理化の可能性等を検証すること（市民協働課が中心となって関係課等と調整）
- ② 青パト防犯パトロールのあり方について、実施エリアを小学校区に統合するなど検証すること

### **防災交通課 補助金－2 半田交通安全協会補助金**

#### 【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、交通の安全と円滑を促進し、安全で住みよい交通環境を確保するために、平成25年度から交付しているものです。協会の活動は、会員自らが参加する交通安全運動を始め、会員のみならず幅広い広報活動、交通安全教育に必要な資機材の購入・貸出、関係団体との協調など、多岐にわたります。こうした取り組みにより、年々交通事故件数は減少しています。担当課としましては、毎年、補助金相当額以上の交通安全啓発品（パンフレット）の配布を受けており、交通安全対策の推進として費用対効果も大きいことや、半田警察署を始め管内の5町との連携も必要であり、交通事故防止の抑制・啓発を図って行く上でも、継続的な交付が必要と考えております。協議額につきましては、昨年と同額で、半田警察署管内の1市5町が負担する10万円のうち、半田市負担分として、5万円を負担いたします。市町の負担割合については、補助金等執行協議書に記載のとおり、1市5町の協議により決定したものであります。担当課からの説明は以上です。

#### 【質疑】

(委員) 半田市から補助金として5万円を支出し、ほかの5町と合わせて10



万円をこの協会に出されているということですが、協会の収支の中のどの部分に表れているのでしょうか。

(担当課) 資料75ページの令和2年度の決算報告で言いますと、555万5千円の賛助金に含まれています。

(委員) そのほかの賛助金は、どこが出してくれているのですか。

(担当課) 会員である企業です。また、資料75ページの令和2年度の決算に協力費とありますが、これは運転免許更新の際にいただく500円の協力金の積み上げとなっています。

(委員) 協力費は、どの程度納めてもらっているのですか。

(担当課) 毎年落ちていってはいます。数年前までは6割ぐらい協力していただいていたのですが、去年は5割程度で年々減ってきているとは聞いております。

(委員) 平成30年度と令和2年度の決算報告を見比べると増えているように見えますが。

(担当課) 更新者の数によっても変わるもので、協力いただける方の割合でいけば減っているとのことですよ。

(委員) 半田交通安全協会はどうやって協力費がどんどん減っていくと、その分をどうやって補おうと考えているのでしょうか。歳出を削減していくとか、例えば愛知県から補助をもらうようにするとか、どういう考え方でいるのですか。

(担当課) 今のところは、事業費の中でやりくりするというような事務局の考えがあると聞いています、どこかからお金を持ってくるといったような考え方があるというところまではいってないということです。

(委員) それでは財源に余裕があるということでしょうか。

(担当課) 会費以外の補助金で、愛知県証紙があります。これは基本的に人件費にあてられていくものですが、この部分もかなり大きな金額になります。

(委員) あと特別会計で1,800万円ぐらい置いてあるということは見えますね。

(担当課) 運営準備金ですね。資料76ページの特別会計にある運営準備金ですが、用途を確認したところ、この協会は1つの仕事として県証紙の売りさばきをしています。売りさばきをする際に県証紙を預かっており、売ったらその額を納める形になっているものですから、県としては最初にも買ってもらうこととされています。月に2000万円程度の売り上げがあると聞いていますが、その運転資金にするために積み立ててきたものとなっています。

- (委員) トータルでそんな余裕があるのであれば、全く困っていないところになぜ行政が補助金を出すのでしょうか。
- (担当課) 行政として5万円出しているのですが、それ以上に啓発品をその協会からいただいておりますので、そういう意味では出す意義はあるのではないかと思います。
- (委員) 啓発品の代金を出すということですか。
- (担当課) 同等のものが返ってくるのであれば意味も薄いと思いますが、倍近いものをいただいておりますので、意味はあるかと思います。
- (委員) 啓発品はどうするのですか。
- (担当課) 交通キャンペーンの時に配っていきます。
- (委員) 啓発品とは、どんなものがありますか。
- (担当課) 交通安全の冊子で、小学1年生を対象に全員に配れるようにいただいています。作るよりも補助金を出す方が安いということはありません。
- (委員) 東知多交通安全推進連絡協議会と半田交通安全協会と半田市はどのような関係ですか。
- (担当課) 東知多交通安全推進連絡協議会は、1市5町の半田署管内の交通安全担当者の会議体です。
- (委員) 今も東知多交通安全推進連絡協議会に会費などは払っていますか。
- (担当課) 行政の会議体ですが、そこで事業を行うために会費は払っています。最初はそこで集めたお金の一部を半田交通安全協会に払っていましたが、お金の使途を明確にするために、平成25年度からは分けて支払うこととしています。
- (委員) それで半田市が東知多交通安全推進連絡協議会を通さずに、直接交通安全協会に払うという整理になったということですね。そうすると、5万円払わなくても今と一緒の分だけもらえるのではないのでしょうか。
- (担当課) それ以外にも、交通少年団を設立した際には、少年団の運営費補助として旗を作ってもらったりだとか、県の少年団が集まる会議に参加する際には車を出していただいたりもしています。これを負担することでいろいろなメリットはあると思います。

**【審査結果】** 承認：A1（指示事項）

県証紙の廃止の可能性などもあり、常に時代の流れに沿った補助金交付となるよう、常にアンテナを高く注視すること

開 会（市民委員審査：令和2年10月9日（水） 午前9時）

### 経済課 補助金－18 半田市商店街活性化事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

経緯としては、市内の商店街における店舗数の減少が平成15年から始まったこと受け、平成21年からこの補助金が始まりました。

目的としては、商店街連合会の活動に対する補助を行うことで、商店街の形成を促進するとともに、地域コミュニティの維持と再生を目的としています。

効果としては、市内の商店街が一体となって事業を実施することで、消費喚起を図り、賑わいを創出するとともに各商店街への集客を図るため、令和元年度は知多半田駅前において半田商業まつりを開催し、前年に比べ1,000人増の3,000人の方が来場していただきました。

協議額としては、前年度同様100万円としています。積算根拠については総事業費150万円のうち、市が100万円、その内、2分の1については愛知県の「げんき商店街推進事業費補助金」により負担します。残額分の50万円は商工会議所と商店街連合会が実行委員会として負担します。負担割合は実行委員会の自己負担：市：県が1：1：1とします。

執行協議書の6、改善点については、昨年この場でご議論いただいた、この後出てくる、「中心市街地商業活性化にぎわい事業」と同じ枠組みで行うことから、補助先は商工会議所としていましたが、実行委員会として、負担割を1：1：1としています。また、県の補助金が無くなった際も市の補助金もなくなる旨、伝えてあります。

【質 疑】

（委 員）市内に商店街はいくつあるのでしょうか。

（担当課）当補助金は市内全体の商店街連合会へ対して補助をする補助金であり、市内には半田駅前商店街、半田中町商店街、成岩南部商店街、ランブリングタウン、図書館前通りの5つ商店街と3つの発展会があります。全部で約300件の会員が所属しています。商店街へ所属していない方についてもイベント等の際には、声掛けをし、事業を行っています。

（委 員）各商店ではなく、複数の商店が連なる商店街であることで相乗効果があるかと思えます。実際に店舗へ来る対面販売への補助金なのか、インターネット販売への補助金なのか、補助の対象を何にするのかを話し合って明確にすることは大事なことだと思います。

（委 員）執行協議書の成果指標の数値について、前々年度及び前年度の指標で

ある「イベントの参加者数」から「ホームページの掲載店舗数」へ変更している経緯を教えてください。

(担当課) コロナ禍の影響でイベント開催が難しくなりました。そのため、当補助金名称を「半田市商業まつり事業費補助金」から「半田市商店街活性化事業費補助金」に変更して、市内の商店街全体のホームページを作成することとなり、成果指標をホームページに掲載をする店舗数、200店舗としました。

(委員) 成果指標を変更した時期はいつですか。

(担当課) 成果指標について、令和2年4月、5月の時点では、イベントの参加者数でしたが、6月頃にはコロナ禍の影響で今後のイベントの見通しが立たないと判断し、イベント開催ではない方法で商店街を盛り上げられないかとの検討をし、ホームページの充実を行うこととしました。

(委員) 令和3年度も同様の成果指標を目標値とする予定ですか。

(担当課) 令和3年度については、今後の動向をみて判断を行い、商店街の販促事業が行えるように考えていきますので、成果指標の見直しを行います。

(委員) 成果指標の考え方ですが、補助事業実績書の事業実施の効果である商店街地域の歩行者・自転車通行量について、平成30年度は4,320人、令和元年度は4,144人であるということは、事業の成果が出なかったということですか。また、執行協議書の成果指標については、ホームページの掲載店舗数であるということですが、2つの成果指標が異なるとどう評価すべきかわからなくなってしまいます。

(委員) ホームページは、どのようなものを製作していますか。

(担当課) 所定のフォームがあり、写真や文字を入れて作成します。制作の困難な商店の方については、制作料金を別途支払い、商店街や商工会議所の若手が手伝うサービスを用意しています。今年度中には公開予定です。

(委員) 仮にホームページの掲載数が目標の200店舗を達成しなかった場合でも、WEB制作費は予算の72万円から減額等の変更はありませんか。市の負担額が減額することはないですか。

(担当課) 詳細を確認します。

(委員) 支出の部の消費税は全て実行委員会の自己資金ですか。

(担当課) 消費税を含めた金額で再計算し、書類を差し替えます。

(委員) ホームページの補助についての費用1件3,000円については、どこの収入へ入るのですか。

- (担当課) 作業を手伝った個人へ渡すこととなります。
- (委員) あまり宣伝効果が期待出来ない紙媒体を減らし、ホームページの制作を進め、ページに広告のリンクを貼ることで、広告収入をとるという方法もあると思います。
- (委員) 今後は商工会議所ではなく、実行委員会形式にて事業を行うとのことでしたが、実行委員会の組織の構成について教えてください。
- (担当課) 実行委員会は、事務局を商工会議所とし、市は商工会議所を通じて、実行委員会へ補助金を交付しています。また、商店街連合会は役員制をとっており、役員が主となって、各商店街の代表にて構成をしています。
- (委員) それでは執行協議書の交付の対象となる団体等の名称について、商工会議所となっていますが、実行委員会にするべきではないでしょうか。
- (担当課) 要綱において実行委員会としているため、実行委員会と改めます。
- (委員) 収支予算書の収入の部ですが、負担割合が実行委員会の自己資金：市：県＝1：1：1ではありませんが、理由を説明してください。
- (担当課) 負担割合が実行委員会の自己資金：市：県＝298,302円：50万円：50万円になっており、実行委員会の自己資金の内訳としては、商店街連合会が10万円、商工会議所が198,302円になります。各店舗の負担金については、コロナ禍の影響で売上げが落ち込んだことから、今年度の負担金を免除しており、自己資金が少なく計上されています。
- (委員) 今年は負担割合が実行委員会の自己資金：市：県＝1：1：1ではなく、枠組みがくずれていることについて、今後の見通しはどう考えますか。
- (担当課) 今年は商店街連合会、商工会議所は自己資金を支出し、商店部分はコロナ支援のため支出を求めず、令和3年度コロナ禍が収まれば本来の負担割合の実行委員会の自己資金：市：県＝1：1：1へ戻します。
- (委員) 前年度は補助金について、補助金等判定会議の市民委員審査及び庁内委員審査で議論していますか。
- (担当課) 去年は議論していません。
- (委員) 執行協議書の5.前年度補助金等判定会議における承認条件の項目は、前年度の補助金等判定会議の市民委員審査及び庁内委員審査に該当していない補助金については、前回の承認条件又は指示事項が明確になるよう、前年度を前回と記載してください。
- (事務局) 今後はそのようにします。

- (委員) 地域経済活性化事業②商学連携の項目に、農業高校生と商店街が協働して日本酒の試飲会、販売を行ったとありますが、未成年の高校生に扱わせてよいのでしょうか。
- (担当課) 農業高校で作られたお米を国盛に持ちこみ、令和というお酒を作りました。高校生は一部の行程を手伝うのみで、試飲はしていません。
- (委員) 収支決算書について、予算額と決算額が同額になっていますが、決算額はどのように確認を行っていますか。本当に予算額と決算額が円単位まで一致しているのでしょうか。
- (担当課) 経済課の職員、商工会議所の職員にて確認を行っています。
- (委員) 要綱で、実行委員会は、補助対象事業を実施することにより収入を得る場合は、前条の補助対象経費から同額を控除するものとありますが、事業収入のセグウェイ体験参加費については、控除対象にならないのでしょうか。
- (担当課) 要綱にて交付する補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、上限は100万円とするとしており、補助対象経費が上限の100万円を超えているため、100万円の補助としています。
- (委員) 補助対象経費と補助対象外経費はどういう基準で振り分けしていますか。
- (担当課) 飲食と景品は補助対象外経費としています。

**【審査結果】承認：A2（承認条件）**

- ①商店街支援の方針等を検討するうえで、県下で現在の半田市の支援状況が他市町の支援状況と比較できるよう状況を把握すること。
  - ②商店街に求められている支援については、イベントだけではなく、高齢化対策とした登録支援など、あらゆる支援策の可能性を協議すること。
  - ③収支決算書令和2年度の「収入の部」自己資金でコロナ禍の影響で満額の収入が得られなかった場合など、特殊な事由が生じた際には「積算の基礎」に理由を明記すること。
  - ④収支決算書の「支出の部」にある補助対象経費は消費税が含まれた内容に改めること。
  - ⑤収支決算書の「支出の部」にある予算額と決算額がすべてイコールであるため、原因を調査し結果を報告すること。
- ※④⑤については後日確認した結果、県補助金交付条件として、消費税が補助対象外となっていることや、予算・決算額をイコール表示とする書類作成指示によるもので、県補助交付申請書類を付したことで指摘を受けたものです。

## 経済課 補助金－２１ 中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金

### 【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

半田市の中心市街地は名鉄知多半田駅から市役所までの間を位置付けております。

この補助金はその中心市街地の活性化を図るため、中心街地内にあるランブルリングタウン、半田駅前商店街、中町商店街そしてクラシティと商工会議所で実行委員会を形成し、中心市街地への集客と蔵の街の回遊性を高めることで賑わいを創出することを目的としています。

効果については、四季折々に合わせた各種イベントを開催することで、中心市街地への集客に寄与しています。成果としては毎年１１月に行う通行量調査によると、前年比２７０人増の７，１２８人でした。

協議額は前年度同様２００万円としています。積算根拠については、総事業費３００万円のうち、市が２００万円、その内、１／２については県のげんき商店街推進事業費補助金により負担します。残額分の１００万円は商工会議所と中心市街地内の３商店街とクラシティが実行委員会として負担します。負担割合は実行委員会：市：県が１：１：１とします。

執行協議書の５、前年度補助金判定会議における承認条件または指示事項と６、改善点については、①厳正なチェックについては会議所と経済課が二重チェックすることとしました。②の(１)県の補助が終了したら本事業も終了する旨は伝え、(２)の窓口を会議所から実行委員会に変更したこと、(３)適正な費用負担を実現するため、要綱を改正しました。

以上で説明を終わります。

### 【質疑】

(委員) 収支報告書にある予算額と決算額が１円単位まで同額となっておりますが、実態とは異なるものとなっておりますか。

(担当課) 当初見込んでいた事業内容を変更せざるを得なくなり、経費間の流用等を行っているなどの可能性があります、一度確認をさせていただきます。

(委員) 愛知県げんき商店街推進事業として、市はいくつかの事業と併せて県へ補助金申請をしているようですが、今審査している当補助金が、具体的にどのように支出されているか添付書類では確認できません。

(担当課) 決算額の実態についての内容と併せて、確認させていただきます。

(委員) 令和２年度の事業計画に商店街PRとありますが、さきほど審査した半田市商店街活性化事業費補助金でのPR事業とは別のものですか。

(担当課) 先ほどの事業とは別のもので、インドワビューという機能を活用して

インターネット上で店内に入ったような体験ができるPR方法として、中心市街地での活性化を目的とした特異性を持ったものです。

(委員) 市内の商店街でインドワビューを活用する予定の組合はいくつありますか。

(担当課) 中心市街地の商店街等は半田駅前商店街振興組合、半田ランブリングタクン協同組合、半田中町商店街振興組合、クラシティの4団体です。先に審議いただきました半田市商店街活性化事業費補助金との違いは、当補助金は、中心市街地に特化して補助を行う補助金であることです。

(委員) 冒頭の当補助金の積算根拠として市：県：商工会議所等が1：1：1の負担割合で、総事業費が300万円を超過した際には、市は200万円を交付したのち、負担割合を市：県＝1：1とするため、県から100万円を受けるスキームとありました。しかし令和2年度予算書で【商店街PR】【回遊性向上イベント】として当補助金の対象経費の合計が300万円に満たない計上となっています。担当者は補助スキームを理解していないのではないですか。

(担当課) 愛知県げんき商店街推進事業の全体収支となっているため、事業のみでの収支決算額が分かりづらくなっていますが総事業費は300万円を超える予算組となっています。本事業のみでの収支が確認できるよう改めます。

(委員) 補助金負担割合が市：県：商工会議所等＝1：1：1の説明が困難な理由ですが、添付資料について市が県より補助金を受けるために提出する書類を添付していることで、補助対象外経費の金額が確認できないことだと思います。今後は補助金等判定会議での書類の提示方法を工夫してください。

(委員) 現在のコロナ禍の影響で、令和2年度の予算書には夏祭りの予算が組んでありますが、どのように精査されますか。

(担当課) 予定されていた夏祭りは中止となりましたが、来年春までにコロナ禍が終息した場合は、感染対策を施したうえで別イベントでの開催を検討しています。

(委員) 補助対象経費について、先程審査した半田市商店街活性化事業費補助金では会議費が対象外でしたが、当補助金では対象としている理由は何ですか。

(担当課) 詳細を確認します。



【審査結果】承認：A2（承認条件）

中心市街地商業活性化にぎわい事業の各事業ごとの収支を明確にし、当該補助金のチェックが機能するよう整理すること。

## 経済課 補助金－22 知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

経緯と目的について、クラシティは平成18年にオープンして以来、利用者は減少し、平成28年度末にリニューアルオープンを機に駐車場の利用料金助成に加え、商業施設の利用促進につながる事業補助を市が支援することで、賑わいを戻すことを目的としています。

効果としては、補助により商業施設における駐車場の利便性が向上し、既存店舗の撤退を防ぐことができました。また、四季折々のイベントの告知を折り込みチラシやSTEPでPRすることで賑わいを創出できました。

協議額は、前年度同様383万1千円としています。

積算根拠としては、商業施設活性化事業充当分はクラシティの商業床の共有持ち分42.7%分の賃料収入から固定資産税相当額と修繕費積立金、解体費積立金を除いた額113万1千円と、駐車場利用促進事業充当額は1・2階商業施設分駐車料からテナント負担金を除いた額の1/2、270万円を合算した383万1千円となっています。

執行協議書にあります5、前年度補助金判定会議における承認条件または指示事項と6、改善点については、平成29年度に中埜産業より、商業床の42.7%分を譲り受けるにあたり、賃料収入の一部をクラシティの再生に活用する約束をしており、枠組みを変更することが難しい現状にあります。

予算の執行にあたっては、当該事業に係る領収書の添付や、基金を経由する事業費充当の執行を簡素化するなど、わかりやすく見直しました。

【質疑】

（委員）補助金の枠組みを変更することが難しいことについて、商業床を譲り受けた際の条件が要因となっているのであれば、寄付者に再度交渉するべきではないですか。

（担当課）商業施設の活性化を約束したうえで、譲り受けていますので、集客が想定より少ないので商業床をお返しします、というような話はできないのが現状です。

（委員）昨年度と協議額が同額ですが、コロナ禍の影響があっても、駐車場の利用は昨年並みに見込まれますか。

(担当課) 現地を確認したところ、多くのお客さんが車を止めている状況にはないことは把握しています。しかしながら、コロナ禍の終息なども期待し、予算作成時では見込みが困難ではありますが、昨年と同様の協議額としました。

また、最終的には実績値にて清算しますので、駐車場を利用するお客さんが少なければ、予算の未執行となります。

(委員) 令和2年度予算にあるCLACITY館内テナント紹介イベント告知は、先の審査であったPR事業と重なりませんか。

(担当課) この告知費用は、クラシティ内の店舗案内やクラシティが独自で行うイベントやライブへの集客を目的に折込チラシの製作費として充てています。PRの実態としては、当補助金を上回る広告費などを運営会社が捻出しています。先の審査であった補助金は、4商店街を対象としたPR事業として整理しています。

(委員) クラシティの活性化を図る指標として、何を評価すべきと考えますか。

(担当課) クラシティの1、2階のことで言うならば、各店舗の売り上げになると思います。しかし以前から申し上げていますが、売り上げなどの金銭的な資料については開示いただけていません。当補助金の目的はクラシティにお客さんを一人でも多く呼んでもらうために効果的なチラシの作成に充てています。

(委員) チラシの効果を図るうえでも、イベントを含めクラシティの運営を担っている会社に対し、経営状況を提示してもらえないから打つ手がない、ということではなく、対話や交渉を重ねていくべきではありませんか。

クラシティの活性化のための事業の妥当性など協議し、その中で行政がどのような支援をすべきか、俯瞰的に見るべきだと思います。先ほどの説明の中で、補助額を上回る広告費を捻出しているとありましたが、支出の全容を明らかにしたうえで補助金の制度設計をすべきではありませんか。

(担当課) クラシティの現状として、大変厳しい経営下でなんとか運営してもらっています。また、商業床の寄付者からはクラシティの再建を強くお願いをされました。

クラシティの運営会社とはこれまでも交渉はしていますが、先程の指摘のような補助内容をどうすべきかという議論に達する前に、相手側は集客できないまちづくり（区画整理）で建てたクラシティを運営している思いが強く、感情的な議論になることが多いです。我々としても経営の全容を把握したうえで補助メニューを検証す

べきであるとは思っていますが、現状では補助メニューとして明確で適正な支出として広告宣伝費を対象としているのが実態です。

(委員) 適正な補助金の交付の仕組みの交渉が難航するようであれば、補助金ではなく、広告費を直接市費で支出することはできないですか。

(担当課) 現在の補助額120万円にプラスアルファで経済課の人件費を投じて実施する考えはありません。

(委員) クラシティの運営会社は非常に苦しい中での経営と訴えるのであれば、やはりどの程度苦しいのか、適正な補助金の交付をするうえでは、売り上げなどの金銭的な資料の把握は必要ではないでしょうか。

(担当課) 当補助金は事業費補助であり、広告宣伝費の支出については領収書、駐車場についてはレシートで支出を確認しています。現状の交付に際しては適正に行っているものと判断しています。

#### 【審査結果】承認：A2（承認条件）

先方に理解が得られず交渉に難航していることは理解しているが、補助金を交付している以上、引続き収支関係資料の提示要求を行うこと。

### 経済課 補助金－23 商業施設助成事業費補助金

#### 【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は中心市街地や商業地域の衰退が進む中、持続可能な商業の振興を目的として計画的に地域や業種を配置することで魅力ある個店づくりを支援します。

成果としましては前年比4件の減となっておりますが、一昨年この会議で市街化区域全域を補助対象エリアとしていたものを中心市街地と商業地域に限定し、本事業の目的を明確化したことから減少しましたが、中心市街地エリアに2店舗の出店があったことは目的に合致していると考えます。

協議額は前年比350万円増の1,000万円としました。

令和2年の実績をご覧ください。令和2年度に関しては7月に申請のあった6件目のボーディングゲート跡で当初予算の650万円を超えたため、当時相談のあった3件を含め1,000万円を協議額としたものです。

本事業が始まった平成26年度は1,400万円でありましたが、実績が伴わなかったため、徐々に減らしてきた経緯があります。

執行協議書の5、前年度補助金判定会議における承認条件または指示事項と6、改善点について、1点目については、積極的に、PRを行い、結果として本年7月申請分で当初予算分を超えてしまいました。2点目については、基本的に

は県補助金が無くなった場合は補助を行わないが、中心市街地や商店街の活性化に大きな効果が得られることから、国・県の代替補助金を探し、進めていきたいと考えています。

**【質疑】**

(委員) 令和2年度に出店相談を受けている事業者の中には、平成29年度に別店舗で既に補助金交付している事業者も該当していますが、既交付事業者への補助する際の規定はありますか。

(担当課) 補助金を交付する規定として、最低3年は経営していただくことを条件としています。

(委員) コロナ禍の影響で出店することのリスク等を考慮すると、積算根拠の見込み数としている11件の出店は過大な積算ではないですか。

(担当課) 当補助事業は、平成26年度の事業開始当時は1,400万円の予算でスタートしました。その後の予算については実績に応じた予算措置を行い、今年度は650万円となった経緯がある中で、現在の出店数や相談件数などから協議額としている1,000万円は妥当性がある金額と判断しています。

(委員) 予算の範囲内で出店数を決めているようですが、可能な限り申請者の意向に沿えるよう補正予算等で出店できる枠組みを作ることはできないですか。

(担当課) 当補助事業は国県の補助金も財源としており、当初予算での枠内でしか補助金を得ることができない仕組みとなっています。

(委員) 県費補助でこれまであったケースとして、県下の自治体の交付申請をまとめた後に、当初の積算根拠と差があった場合は、補助金を融通してくれた事例もあったので、再度、補助金交付の仕組みについては確認してください。

(委員) 国庫補助及び県補助の補助対象を確認させてください。県補助は店舗新設を補助対象とし、改装は補助対象外となっていますが、国庫補助も同様な補助対象であるならば、国庫補助及び県補助は、商業施設の改装による助成は方針として持っていないと判断できるので、市としても同様に補助対象外とすべきではないですか。

(担当課) 先程の質問内容、交付申請数に基づいた補正予算での予算措置を行うことが可能かどうかについてと併せて確認します。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①国庫補助が改装時に対象となるか確認すること
- ②令和3年度も令和2年度と同様に補助金額は当初に計上した金額のみで、追加が認められないスキームか確認すること
- ③①②を踏まえ協議額を上限とし、予算査定で精査すること

**経済課 補助金－25 中心市街地まちづくり支援事業補助金**

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

当補助金はタウンマネジメント半田（以下TMH）解散後、TMHが行ってきた街づくり支援事業を会議所が引き継ぎ、中心市街地を社会的、経済的及び文化的活動の拠点とするため支援を行うものです。

効果としては平成30年度に会議所が策定した中心市街地活性化ビジョンを策定し、そのビジョンの具現化に向け事業を展開している。そのひとつとして、チャレンジショップ事業があります。

協議額は、前年度同額の200万円としています。

執行協議書5、前年度補助金判定会議における承認条件または指示事項と6、改善点については、1点目については、事業計画及び予算書の内容は細かく記載することとし、改めました。2点目については、チャレンジショップ制度設計及び出店条件については、会議所と協議を行っているが、令和元年度の出店者が赤字経営であったことから、出店者負担を一律求めることは難しいと判断しています。ちなみに今年の出店者もコロナの影響で売上が伸びず、赤字が見込まれています。ただ、出店条件については選考基準に「独立後は市内で開業する予定があること」を追加し、市内開業を求める形に変更しました。

【質疑】

（委員）チャレンジショップが閉店してしまう要因のひとつとして、出品内容に目新しさがないように思います。中心市街地は、駅前の好条件の立地であるので、目玉となる商品を販売することや、地元の方たちの手作り製品を販売するなど対策を考えるべきだと思います。どのような出店者を想定していますか。

（担当課）現在の出店者は、以前閉店した店員が起業しており、同じ失敗を繰り返さない意気込みで商いをやっていただきましたが、コロナ禍の影響で苦境に立たされています。新たな出店選考会において、占いなど自らの趣味を後押ししてもらいたいとの相談もありましたが、この補助金は確実な商業ベースで出店を目指す方の補助するものと整理

しています。

(委員) 収支予算書にあるホームページ維持・更新委託料の内容を具体的に教えてください。

(担当課) 当事業のPRを行うためのもので、商工会議所に作成をお願いしている費用が含まれています。

(委員) 当事業の実施主体であり、事業費を1/2支出している商工会議所に人件費として支出すべきではありません。補助金であるならば、市内会社にホームページ作成費用の事業費として支出すべきです。

(担当課) 詳細を確認いたします。

(委員) 令和3年度の事業計画は立っていますか。

(担当課) 基本的には令和2年度の事業を踏襲する方針ですが、令和3年度は賑わい創出・コラボ事業で子どもたちを対象に、駅前店舗で模擬店員をやってもらう企画などを検討しています。ただし、コロナ禍の影響が未知数であるため、状況によってはソフト事業に切り替わることも考えられます。

(委員) 現在の出店者は令和2年12月末で撤退するとのことですが、撤退後の令和3年1月から3月に新規出店者が入ることで、今年度中に改装が行われた場合は令和2年度予算で改装費が支出されるため、令和3年度に計上している改装費60万円は不要となりませんか。

(担当課) 令和3年度事業計画はまだ未確定ですが、現状では令和2年度事業を踏襲する方針ですので、改装費の減額は可能です。

(委員) 令和2年度の予算書にある事業のうち地域交流事業については、現在行われていませんが、令和3年度の事業計画の見込みを教えてください。

(担当課) 令和2年8月で終了していますので、令和3年度に予算計上する予定はしていません。

(委員) 本日審査している経済課の補助事業において、会議費が補助対象の場合と補助対象外の場合が混在しているので、他事業も含め統一的な見解を示せるように検証してください。

(委員) 先に審査した中心市街地商業活性化にぎわい事業との違いを説明してください。

(担当課) 先にご審議頂きました補助事業である、中心市街地商業活性化にぎわい事業は、名鉄知多半田駅から市役所までの間を中心市街地とエリアを設定しており、そのエリアのにぎわいを活性化するために、エリア内に位置する3商店会、半田駅前商店街振興組合、半田ランブリングタウン協同組合、半田中町商店街振興組合、とクラシティの4団体

を対象に、イベントやソフト事業で集客し賑わいを創出する事業です。

一方、中心市街地まちづくり支援事業はTMHが行ってきた街づくり支援事業を会議所が引き継ぎ、中心市街地を社会的、経済的及び文化的活動の拠点とするため支援を商工会議所とともに行うものです。

(委員) 中心市街地を中心として異なる目的で補助金を支出していることは理解できましたが、成果の指標が同じであるのはなぜですか。

(担当課) 中心市街地の活性化を図るという最終的な目的は同じであり、目的達成に向けた手法が異なるものと整理しています。

(委員) まちづくり推進事業の内容等については商工会議所とどのように協議していますか。

(担当課) 毎月定例会があり、議題等を協議し決定しています。

(委員) 平成30年度と令和元年度の実績額は150万円強となっているため、令和元年度の補助金等判定会議で当補助事業の協議額を225万円から200万円に削減した経緯があります。この状況から今回の協議額200万円から更に削減が可能であると考えますがいかがですか。

(担当課) 令和3年度の事業計画が未確定なので、事業計画を精査したうえで予算査定にて再度協議させてください。

#### 【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①会議費等の補助対象項目を他の補助事業も含め再検討すること。
- ②補助対象経費のうち、ホームページ維持・更新委託料については、他の補助事業と重複していないか精査すること。

#### 【減額理由】

チャレンジショップの現出店者が令和3年8月まで営業を予定していたが、コロナ禍の影響で令和2年12月に閉店の運びとなった。このことで、改装費に係る費用（600千円）が不要になるため、補助率1/2の300千円を減額するもの。

#### 【同日説明内容の訂正及び協議額の修正依頼】

現出店者閉店後速やかに次の出店を目指す、その間は一旦店を現状復旧するため、これに係る経費として令和2年に支出する予定があるため、令和3年度協議額としては2,000千円で承認願いたい。

【協議額は1,700千円とする】

2,000千円を必要とする令和3年事業計画書が確認できないため、補助金等判定会議では協議額を1,700千円とする。ただし、予算査定にて根拠資料等で説明し必要性が認められた場合に限り協議額の変更は可能とする。

#### **建築課 補助金－4 老朽化建築物取壊費補助金・ブロック塀等撤去費補助金**

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、大地震に対する耐震化・減災化を推進し、市民の安全安心の確保を図る必要があることから、平成25年10月に、補助要綱を制定し開始したもので、大地震時に倒壊し、二次災害を引き起こす可能性の高い、耐震性の低い住宅、老朽化した空き家の取壊し、および老朽化したブロック塀の撤去に係る工事費への補助を行い、減災化を推進するために実施しているものです。

補助の対象は、二次災害の要因となる可能性が高い、道路近くに建っているなどの耐震性のない又は老朽化した木造住宅、及び道路沿いのブロック塀等となります。

補助額については、取壊費補助は、上限20万円で、ブロック塀等撤去補助については、上限10万円としております。

令和3年度の協議額に関しては、対前年比2,600千円増の10,600万円としており、取壊費補助については、実績が増加傾向にあり、これまでの実績及び6月までの実績からの令和2年度の実績予測を踏まえて、48件を予定件数とし、補助上限額20万円で計算しています。

また、ブロック塀等撤去補助については、6月までの実績からの令和2年度の実績予測を踏まえて20件を予定件数として、令和2年度6月時点での平均補助額5万円を単価として計算しており、その積算根拠については、執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度、この補助金の承認をいただく条件として、「今後も積極的な推進に努めること。とりわけ、令和元年度までとしている拡充期間については、補助率の優位を謳い、通学路の安全確保を主軸に精力的に行うこと。」をご意見いただいております。

令和元年度中に実施した個別訪問や現地確認時に、面談による補助制度の説明、チラシ案内のポストインによる補助利用の啓発を行い、特にブロック塀撤去補助は補助額上限を20万円としている令和元年度中での利用の呼びかけを積極的に行いました。

令和元年度の実績としては、木造住宅、48件、ブロック塀、161件の補助利用による取壊・撤去をいただくことができました。



今後も、利用促進を図るため、窓口相談や個別訪時などの機会に、市から積極的に制度内容をPRすることで、補助利用による解体・撤去を進めていきます。

事前に委員から質問のありました2点について説明します。

1点目、所有者放棄、所有者不明、所有者多数（分散など）、申請者がいないケース、地域住民から苦情が出ているケースはどのように対応するか。

2点目、これら物件の台風、地震対策はどうするか（公共通路確保、隣家保護）についてですが、1点目の所有者がわからない物件については、建築課で相続人や管理者の調査を行い、調査の結果、対応すべき所有者等が確認できた場合は、該当者に現在の状況について伝達し早期の改善を依頼するとともに、補助金の案内をしています。所有者が確定できない場合、空き家状態にあるものは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく法による対応を検討し進めていきます。地域住民からの苦情のある物件についても、所有者等の調査を行ったうえで、所有者がわからない物件や確定できない物件と同様の対応をしています。2点目に関しては、管理不全で台風・地震時に道路や隣地に影響を与える状態にあるもので所有者等が確認できているものについては、定期的に現地確認をし、所有者等に強く改善の依頼を続け、補助金を利用しての撤去等を促しています。

担当課からの説明は、以上です。

#### 【質疑】

（委員）空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」）について、詳しく説明してください。

（担当課）特措法に基づく空家対策としまして、市内の空家のうち、古くて朽ちている家屋等については、情報が入り次第、建築課にて現地確認を行い取壊し等が必要な場合は「特定空家等」と認定します。

特定空家等で所有者が判明している場合は、「指導助言」を行う中で適切な対応を求めています。

指導助言を行い解決できない場合は、次に「勧告」を行うことになり、勧告の規定で固定資産税の住宅特例を除外することができます。勧告後も改善がされないときは、取壊し等の「命令」を発します。以上の手続きを経て取壊し等に応じなかった場合には、最終的には代執行を行うこととなります。

現在、市では空家対策の計画を策定し順次対応していますが、特定空家等として5件認定しており、うち、3件は指導助言を行い取壊しが完了しています。1件は勧告の段階まで進んでいます。残りの1件は相続権者が30名程度いることから時間を要しましたが、多くの方が相続放棄するなかで、1人の相続権者が確定しましたので、

現在指導助言を行っているところです。

- (委員) 当補助金の国庫補助及び県補助もありますが、それぞれの比率を教えてください。
- (担当課) 基本的には国庫補助 1 / 2、県補助 1 / 4 の補助率で、県補助については耐震化の補助メニューで一部対象外となるものがあります。
- (委員) 執行協議書の積算根拠の計算式では、木造住宅取壊費補助に、県補助の対象事業と対象外事業が混在しているので、今後は補助メニューごとの積算を記載してください。
- (担当課) 次回より改めます。
- (委員) 1 件あたりの補助額は、取壊を行う家屋等の大きさによって異なる制度ですか。
- (担当課) 家屋等の大きさに関わらず統一単価としています。
- (委員) 令和 2 年度の実績を教えてください。
- (担当課) 9 月末の実績としまして、木造住宅取壊費補助は 26 件、ブロック塀等撤去費補助は 17 件で、補助額は概算で約 620 万円の見込みです。
- (委員) 令和 2 年度予算 800 万円に対し順調な執行状況は確認できましたが、令和 3 年度は更に 260 万円増額したいとする根拠は何ですか。
- (担当課) 特定空家等の指導助言等で取壊しをしていただける案件が増えることを見込んでいます。
- (委員) ブロック塀については、倒壊による痛ましい事故を受けて、平成 30 年度と令和元年度は補助額を上乗せする対応をして、令和 2 年度はその期間が終了したため、見込み件数を 10 件と減らした中で、実績は 9 月末で 17 件と予定を上回っていますが、それは補助額の上乗せ期間中の 2 か年に PR が不足していたためではないですか。
- (担当課) 補助額の上乗せ期間中には、建築課にて危険箇所の確認と併せて臨時訪問等による PR を時間と労力を使って行ってきたことが令和 2 年度にも繋がったものと分析しています。また、市民だけでなく工事関係者への PR も行ったことも申請の増加につながった要因のひとつとして理解しています。
- (委員) 市内全域でブロック塀の数を把握していますか。
- (担当課) 平成 30 年度に建築課にて現地を確認し、道路に面したブロック塀の数として 1,127 か所を把握しています。平成 30 年度から 2 か年で 301 件の撤去に結び付いたことは一定の成果があったと判断しています。
- (委員) 去年の指示事項にもありましたが、通学路の安全確保を優先的に進め

るとありますが、通学路での危険箇所数などは把握していますか。

(担当課) 具体的な数の把握はできていませんが、危険性があるところについては、所有者に直接声掛けなど行い、撤去に努めています。なお、平成30年度、令和元年度で全体301件の撤去のうち、通学路に面したブロック塀の撤去は75件で約3割の撤去ができております。

(委員) ブロック塀の申請見込み数について、今年度上半期で既に17件あり市民の撤去への関心などが感じられますが、市内全体ではまだまだ推進していかなければならない状況下で、積算根拠として見込んでいる20件は妥当ですか。

(担当課) 今年度上半期で17件の申請はありましたが、後半も同様な申請があるかは不明確であり、月平均で約2件程度の申請が現実的な件数として計上したものです。

(委員) 特定空家等といわれる危険性の高い建物については、計画的に何年間で取壊すなどの方針はありますか。

(担当課) 現在危険性の高い建物は約30件程度ありますが、所有者を特定するのに時間が要すなど、計画性が図りづらい側面もありますが、2年から3年での解決を目指していきたいと考えています。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①把握している通学路にあるブロック塀は、精力的に巡回を行い、危険性が高い箇所は撤去依頼を働きかけること
- ②老朽化建築物については、危険度の高いものから順に撤去を働きかけるなど、強弱を付けた戦略的かつ計画的な体制で臨むこと

## 環境課 補助金－1 住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金につきましては、本市が表明をしました2050年まで二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向けて、家庭における地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの利用促進、及び住宅用地球温暖化対策設備の一体的導入を促進することを目的とし、令和3年度から新たな補助制度を新設するものです。

今後についても、制度の概要等を周知啓発し、住宅用地球温暖化対策設備の導入数を増やすことで、本市の二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止への貢献につながると考えています。

令和2年度の協議額につきましては、太陽光発電施設並びに家庭用エネルギー

管理システム（HEMS）に加え、家庭用蓄電池システムまたは電気自動車充給電設備（V2H）、または高性能外皮等（ZEH）のいずれか一つを同時設置する個人の方に対し、費用の一部を補助し、総額で1,690万円となります。

県補助金とあわせて、環境保全基金を財源として活用することといたします。その積算根拠につきましては、県内のゼロカーボンシティを表明している他の自治体等を参考にしながら、設定をしました。

担当課からの説明は以上です。

### 【質疑】

（委員）1件あたり設置者はどの程度自己負担が求められますか。

（担当課）蓄電池については全体約330万円に対し25万円の補助で自己負担は約305万円、V2Hは全体約300万円に対し18万円の補助で自己負担は約282万円となります。ZEHについては算出が困難のため把握できていません。

（委員）補助額の根拠を教えてください。

（担当課）本市と同様にゼロカーボンシティを宣言している他市の状況から、各メニューの最も高い補助額を採用しています。

（委員）蓄電池などはキロワットの容量など様々あると思いますが、容量に応じた補助ではないのですか。

（担当課）定額補助を想定していますので、一律の補助額です。

（委員）要綱案にある補助対象事業者とありますが、申請者個人に補助するものではないのですか。また、補助条件に該当する文言で誤解を招く表現があります。

（担当課）ご指摘の部分は、今後詰めて修正等してまいります。

（委員）今回の補助対象設備を備えた中古住宅を購入した際にも補助の対象となりますか。

（担当課）新たな設置費用に対する補助と整理していますので、中古住宅の購入の際は、補助対象外となります。

（委員）補助対象設備をすべて設置した場合の補助額はどうなりますか。

（担当課）すべての設備を設置する想定をしていませんでしたので、検討いたします。

（委員）県下の補助導入自治体の状況を教えてください。

（担当課）令和元年度実績で、ZEHが6市で220件、蓄電池が33市町村で807件、V2Hが2市で3件です。

（委員）当補助事業については、補助額の設定を始め市民の使いやすさなど、市の内部で調整が必要で、補助金等判定会議にて意見を求める段階

ではないと感じます。

(担当課) 環境課としましては、市がゼロカーボンシティを宣言したものの、当補助事業としては、他市に遅れをとっていることから、一人でも多くの市民のみなさまに活用していただけるようPRも兼ねて補助額を設定いたしました。

(委員) 補助額については他市を意識するのではなく、市にとって最適な設定をするべきで、需要が特に多い設備から優先して対象としていくべきではないでしょうか。

(委員) 庁内でまだ十分な議論がされていない段階で、補助金等判定会議へ諮ることとなりましたので申し訳ありませんでした。当補助事業は、結論としては保留とさせていただきたいと思います。事務局も制度設計や要綱案がしっかり協議できていることを前提に提案するようにしてください。

**【審査結果】 保 留：B**

要綱が未整備であり、事業内容等については庁内での議論を重ねたうえで判定会議にて審査する

**【再審査結果】 却下：C**

令和2年度中の再審査はないため却下とする